|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実地指導日 | | ※県で記入  　令和　　 年　　 月　　 日（　　）　午前 ・ 午後 | | | | | | | | | | | | | | |  | |
| 令和５年度（２０２３年度）版  指定障害児通所支援事業者　自主点検表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| サービス種別  ※該当に○を入れて  ください | | | 該当 | 種　別 | | | | | | | | | 指定年月日 | | | | | |
|  | 児童発達支援 | | | | | | | | | 年　　月　　日 | | | | | |
|  | 放課後等デイサービス | | | | | | | | | 年　　月　　日 | | | | | |
|  | 居宅訪問型児童発達支援 | | | | | | | | | 年　　月　　日 | | | | | |
|  | 保育所等訪問支援 | | | | | | | | | 年　　月　　日 | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業所 | 事業所番号 | | |  |  |  |  |  |  | |  |  | |  | |  | |  |
| 名　　　称 | | |  | | | | | | | | | | | | | | |
| 所　在　地 | | | 〒 | | | | | | | | | | | | | | |
| 連　絡　先 | | | （電　話）　　　　　　　　　　（ＦＡＸ） | | | | | | | | | | | | | | |
| （メール） | | | | | | | | | | | | | | |
| 管　理　者 | | |  | | | | | | | | | | | | | | |
| 児童発達支援  管理責任者 | | |  | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業者  （法人） | 名　　　称 | | |  | | | | | | | | | | | | | | |
| 代　表　者  職名・氏名 | | |  | | | | | | | | | | | | | | |
| 所　在　地 | | | ※上記事業所と異なる場合に記入  〒 | | | | | | | | | | | | | | |
| 記入(担当)者  職名・氏名 | |  | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 記入者連絡先 | | ※上記事業所と異なる場合に記入 | | | | | | | | 記入年月日 | | | | | 令和　　年　　月　　日 | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 問い合わせ | | 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課企画・指導係  　【電　話】077-528-3544　 【ＦＡＸ】077-528-4853  　【メール】ec0002@pref.shiga.lg.jp | | | | | | | | | | | | | | | | |

【点検表の見方】

○　各項目は、原則として省令・報酬告示の条文に沿った形式で作成しています。

○　各項目に事業種別を略称で記載してありますので、該当する項目について記入してください。

　≪事業種別の略称≫

　　児発　…　児童発達支援　　　　　　　　放デ　…　放課後等デイサービス

　　居訪　…　居宅訪問型児童発達支援　　　保訪　…　保育所等訪問支援

　　共通　…　全事業共通

　≪根拠法令の略称≫

|  |  |
| --- | --- |
| 略　称 | 名　　　　　　　　称 |
| 法 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号） |
| 省令 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号） |
| 解釈通知 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年障発0330第12号） |
| 報酬告示 | 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号） |
| 留意事項通知 | 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年障発0330第16号） |

◆　基本方針

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| １  一般原則  共通 | （１）個別支援計画に基づくサービス提供義務  事業者は、保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき障害児に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的にサービスを提供していますか。 | いる  いない | 省令第3条第1項 |
| （２）障害児の人格尊重  障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | いる  いない | 省令第3条第2項 |
| （３）関係機関等との連携  地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者総合支援法第５条第１項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる  いない | 省令第3条第3項 |
| （４）虐待防止等の措置  障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。  ※参照→「運営規程」、「身体拘束等の禁止」、「虐待等の禁止」の項目  取り組んでいるものにチェックしてください。  ①　虐待防止に関する研修  ②　人権意識を高める、行動障害などの支援に関する研修  ③　言葉の暴力、名前の呼び方や言葉遣いなど利用者の尊厳に配慮した取組  ④　虐待防止に係る掲示物の掲示　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑤　倫理綱領、行動指針等の作成、職員への周知  ⑥　虐待（の兆候）がないかの定期的な自己点検等  ⑦　職員の支援上の悩み等を受ける相談体制  ⑧　虐待防止の観点から苦情解決体制を利用者等に周知  ⑨　緊急やむを得ず利用者を拘束する場合のガイドライン（適応範囲・内容）の作成など共通認識に基づく対応  ⑩　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ＜解釈通知　第二の３(2)＞  ○　虐待の防止等の必要な体制の整備等については、虐待防止に関する責任者の設置、研修などを通じた従業者の人権意識の高揚、支援に関する知識や技術の向上のほかに、倫理綱領、行動規範等の作成、個々の障害児の状況に応じた通所支援計画の作成、また従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制等をいうものである。  ≪参照≫  ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）  ・障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（H30.6厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）  ・障害者（児）施設における虐待の防止について（H17.10.20厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） | いる  いない | 省令第3条第4項 |

◆　基本方針

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ２  基本方針 | （１）児童発達支援の基本方針  障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行っていますか。 | いる  いない | 省令第4条 |
| （２）放課後等デイサービスの基本方針  障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行っていますか。 | いる  いない | 省令第65条 |
| （３）居宅訪問型児童発達支援の基本方針  障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行っていますか。 | いる  いない | 省令第71条の7 |
| （４）保育所等訪問支援の基本方針  障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行っていますか。 | いる  いない | 省令第72条 |

◆　基本方針

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ３  利用児童の状況  共通 | （１）利用児童数の推移  ア　児童発達支援・放課後等デイサービス〔 令和　　　年　　　月　時点　〕  記入月前月までの、各月の１日当たり平均利用児童数（人）を記入してください。  ※　多機能型の場合は児発・放デイ合算で記入してください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  | 年度 | 4月 | | | 5月 | | | 6月 | | | 7月 | | 8月 | | | 9月 | | | 10月 | | | 11月 | | 12月 | | 1月 | | | 2月 | | | 3月 | |  | | |
| 前年度利用児 |  | | |  | | |  | | |  | |  | | |  | | |  | | |  | |  | |  | | |  | | |  | |
| 定　員 |  | | |  | | |  | | |  | |  | | |  | | |  | | |  | |  | |  | | |  | | |  | |
| 本年度  利用児 |  | | |  | | |  | | |  | |  | | |  | | |  | | |  | |  | |  | | |  | | |  | |
| 定　員 |  | | |  | | |  | | |  | |  | | |  | | |  | | |  | |  | |  | | |  | | |  | |
| イ　居宅訪問型児童発達支援〔 令和　　　年　　　月　時点　〕  記入月前月までの、各月の実利用児童数（人）を記入してください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  |  | 4月 | | | 5月 | | | 6月 | | | 7月 | | 8月 | | | 9月 | | | 10月 | | | 11月 | | 12月 | | 1月 | | | 2月 | | | 3月 | |  | | |
| 本年度  利用児 |  | | |  | | |  | | |  | |  | | |  | | |  | | |  | |  | |  | | |  | | |  | |
| ウ　保育所等訪問支援〔 令和　　　年　　　月　時点　〕  記入月前月までの、各月の実利用児童数（人）を記入してください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  |  | | 4月 | | | 5月 | | | 6月 | | | 7月 | | 8月 | | | 9月 | | | 10月 | | | 11月 | | 12月 | | 1月 | | | 2月 | | | 3月 | |  | |
| 本年度  利用児 | |  | | |  | | |  | | |  | |  | | |  | | |  | | |  | |  | |  | | |  | | |  | |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （２）利用児童（利用契約児童）の状況  記入月における初日時点の利用契約児童数（人）を記入してください。  ※　下段（　　）内は重症心身障害児の数を内数で記入してください。  〔令和　　年　　月　　日時点〕 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  |  | | | 小学校  就学前 | | | 小学校以上　２０歳未満 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 合　計 | | | |  | |
| 小学校 | | | 中学校 | | | | | 特別支援学校 | | | | | | | | | その他 | | | | | | |
| 小学部 | | | 中学部 | | | 高等部 | | | 18歳以上  20歳未満 | | | |  | | |
| 児童発  達支援 | | | (　　) | | | (　　) | | | (　　) | | | | | (　　) | | | (　　) | | | (　　) | | | (　　) | | | | (　　) | | | (　　) | | | |
| 放課後  等デイ | | | (　　) | | | (　　) | | | (　　) | | | | | (　　) | | | (　　) | | | (　　) | | | (　　) | | | | (　　) | | | (　　) | | | |
| 居宅訪問児発 | | | (　　) | | | (　　) | | | (　　) | | | | | (　　) | | | (　　) | | | (　　) | | | (　　) | | | | (　　) | | | (　　) | | | |
| 保育所  等訪問 | | | (　　) | | | (　　) | | | (　　) | | | | | (　　) | | | (　　) | | | (　　) | | | (　　) | | | | (　　) | | | (　　) | | | |
| ＜送迎の実施＞　　あり　→　〔送迎利用児童数　　　人〕〔車両台数　　　台〕  　なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

◆　人員に関する基準

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | | | | | | | | | 点検 | | | 根拠 | | | |
| ４  従業者の  状況  共通 | 記入月における初日時点の従業者等の人数を記入してください。　〔令和　　年　　月　　日時点〕 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|  |  | 管理者 | | 児童発達支援管理責任者 | | 児童指導員 | | 保育士 | | | 訪問支援員 | | | 機能訓練  担当職員 | |  |
| 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | | 専従 | 兼務 | | 専従 | 兼務 |
| 常勤 |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |  | |  |  |
| 非常勤 |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |  | |  |  |
|  |  | 医師 | | 看護職員 | | その他 | |  | | | | | | | | |
| 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 |
| 常勤 |  |  |  |  |  |  |
| 非常勤 |  |  |  |  |  |  |
| ＜用語の説明＞  ・常勤　　：労働契約において、事業者等が（就業規則等で）定める常勤従業者の勤務時間と同じ勤務時間の者。職名等（正社員、アルバイト等）を問わない。  ・非常勤　：常勤の者の勤務時間に満たない者  ・専従　　：当該事業所のみに勤務する職員  ・兼務　　：専従でない職員（例：管理者と児童発達支援管理責任者の兼務、同じ法人の他事業所の従業者との兼務）  ・常勤換算方法：「１週間の延べ勤務時間数」÷「常勤の１週間の勤務すべき時間数」  　（小数点第２位以下切り捨て）  　　　　　※１週間の勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ５  児童発達  支援・  放課後等デイサービス  における  従業者の  員数 | （１）必要人員数の確保　児発（センター型除く）　放デ  児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっていますか。  一　児童指導員又は、保育士  サービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる児童指導員等の合計数が、それぞれイ又はロに定める数以上  イ　障害児の数が１０までのもの　２以上  ロ　障害児の数が１０を超えるもの　２に、障害児の数が１０を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上（例：11～15人･･･3人以上、16～20人･･･4人以上）  二　児童発達支援管理責任者　１以上  ＜解釈通知　第三の１(1)①＞  ○　「提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる」とは、サービスの単位ごとに児童指導員又は、保育士について、提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたもの。  ○　「障害児の数」は、サービスの単位ごとの障害児の数をいうものであり、障害児の数は実利用者の数をいう。  ☞　(例) 提供時間帯を通じて専従する保育士の場合、その員数は１人となるが、提供時間帯の２分の１ずつ専従する保育士の場合は、その員数としては、２人が必要となります。  ☞　児童指導員等加配加算を市に届け出ている場合は、上記に加えて、常勤換算で１以上確保してください。 | | | | | | | | | | いる  いない | | | 省令第5条第1項、第66条第1項  ※令和３年４月１日において、現に指定を受けている指定事業所について、障害福祉サービス経験者（２年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）を員数に加えることができる経過措置は令和５年３月３１日で終了しました。 | | | |

◆　人員に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ５  児童発達  支援・  放課後等デイサービス  における  従業者の  員数  （続き） | （２）機能訓練担当職員の配置　児発（センター型除く）　放デ  (１)に掲げる従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員が置かれていますか。  （この場合において、機能訓練担当職員がサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員又は、保育士の合計数に含めることができる。）  ＜解釈通知　第三の１(1)③＞  ○　機能訓練を行う場合は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員等の職員を置くこと。 | いる  いない | 省令第5条第2項、第3項、第66条第2項、第3項 |
| （３）看護職員の配置　児発（センター型除く）　放デ  (１)に掲げる従業者のほか、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）が置かれていますか。  （この場合において、看護職員がサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる場合には、当該看護職員の数を児童指導員又は、保育士の合計数に含めることができる。）  ＜解釈通知　第三の１(1)④＞  ○　事業所において、医療的ケアを行う場合には、看護職員を置くこととする。なお、以下のように、障害児に必要な医療的ケアを提供できる体制を確保している場合には、看護職員を置かないことができる。  ア 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合  イ 当該事業所が登録喀痰吸引等事業者であって、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、介護福祉士が喀痰吸引等業務を行う場合  ウ 当該事業所が登録特定行為事業者であって、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、認定特定行為業務従事者が特定行為を行う場合 | いる  いない | 省令第5条第2項、第3項、第66条第2項、第3項 |
| （４）主として重症心身障害児を通わせる場合　児発（センター型除く）　放デ  (１)、(２)及び(３)の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりになっていますか。  一　嘱託医　　１以上  二　看護職員　１以上  三　児童指導員又は保育士　１以上  四　機能訓練担当職員　１以上  五　児童発達支援管理責任者　１以上  ＜解釈通知　第三の１(1)⑥＞  ○　機能訓練担当職員については、機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができる。 | いる  いない | 省令第5条第4項、第66条第4項 |

◆　人員に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ５  児童発達  支援・  放課後等デイサービス  における  従業者の  員数  （続き） | （５）サービスの単位　　児発（センター型除く）　　放デ  (１)、 (２)及び(３)のサービスの単位は、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものとなっていますか。  ＜解釈通知　第三の１(1)⑦＞  ○　サービスの単位とは、同時に、一体的に提供される支援をいう。例えば、午前と午後で別の児童に対して支援を提供する場合は２単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。  ○　同一事業所で複数の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）が必要となる。 | いる  いない | 省令第5条第5項、第66条第5項 |
| （６）常勤の従業者数　　児発（センター型除く）　　放デ  (１)の児童指導員、保育士のうち、１人以上は、常勤となっていますか。 | いる  いない | 省令第5条第6項、第66条第6項 |
| （７）児童指導員又は保育士の配置　児発（センター型除く）　放デ  （２）及び（３）により、機能訓練担当職員、看護職員の数を含める場合における（１）の児童指導員、保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっていますか。  ☞　（例）定員10 人の事業所において、児童指導員を１名、看護職員を３名配置している場合、定員10 人に対して、（１）により配置する従業者は２名であり、その半分が児童指導員又は保育士であれば良いため、（７）の要件を満たすことになる。 | いる  いない | 省令第5条第7項、第66条第7項 |
| （８）必要人員数の確保　　児発（センター型に限る）  児童発達支援（センター型）事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりになっていますか。（ただし、４０人以下の障害児を通わせる場合にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する場合は調理員を置かないことができる。）  一　嘱託医　１以上  二　児童指導員又は保育士  　イ　児童指導員及び保育士の総数  　　　　指定サービスの単位ごとに、通じておおむね障害児の数を４で除して得た数以上  ロ　児童指導員　１以上  ハ　保育士　１以上  三　栄養士　１以上  四　調理員　１以上  五　児童発達支援管理責任者　１以上 | いる  いない | 省令第6条第1項 |

◆　人員に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ５  児童発達  支援・  放課後等デイサービス  における  従業者の  員数  （続き） | （９）機能訓練担当職員の配置　児発（センター型に限る）  （８）のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員が置かれていますか。 | | いる  いない | 省令第6条第2項、第3項、第6項 |
|  | 当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができるが、当該機能訓練担当職員を総数に含める場合における、（８）二のイの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員及び保育士になっていますか。  ☞　ここでいう半数は、（8）二のイにより必要とされる人数に対して半数とする。  （例）定員40 人の事業所において、児童指導員を３名、保育士を３名、機能訓練担当職員を４名、看護職員を４名配置している場合、定員40 人に対して、（8）二のイにより配置する児童指導員等は10 名であり、その半分が児童指導員又は保育士であれば良いため、この要件を満たすことになる。 | いる  いない |
| （１０）看護職員の配置　児発（センター型に限る）  (８)のほか、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員が置かれていますか。  ※　ただし、次のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。  ア　医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合  イ 当該事業所が登録喀痰吸引等事業者であって、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、介護福祉士が喀痰吸引等業務を行う場合  ウ 当該事業所が登録特定行為事業者であって、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、認定特定行為業務従事者が特定行為を行う場合 | | いる  いない | 省令第6条第2項、第3項、第6項 |
|  | 看護職員がサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる場合には、当該看護職員の数を児童指導員又は、保育士の合計数に含めることができるが、当該看護職員を総数に含める場合における、（８）二のイの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員及び保育士になっていますか。 | いる  いない |
| （１１）主として難聴児を通わせる場合　児発（センター型に限る）  （８）、(９）及び(１０）の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる場合には、（８）各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者（（１０）一～三のいずれかに該当する場合にあっては三号に掲げる看護職員を除く）が置かれていますか。（この場合において、当該各号に掲げる従業者についてはその数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。）  一　言語聴覚士　サービス単位ごとに４以上  二　機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）　機能訓練を行うために必要な数  三　看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）　医療的ケアを行うために必要な数 | | いる  いない | 省令第6条第4項 |

◆　人員に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ５  児童発達  支援・  放課後等デイサービス  における  従業者の  員数  （続き） | （１２）主として重症心身障害児を通わせる場合　児発（センター型に限る）  （８）、(９）及び(１０）の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる場合には、（８）各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者が置かれていますか。（この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。）  一　看護職員　１以上  二　機能訓練担当職員　１以上 | いる  いない | 省令第6条第5項 |
| （１３）サービスの単位　　児発（センター型に限る）  （８）二イ、（１１)イのサービスの単位は、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものとなっていますか。 | いる  いない | 省令第6条第7項、 |
| （１４）従業者の専従　児発（センター型に限る）  （８）から（１２）まで（（８）第一号を除く。）に規定する従業者は、専らサービス事業所の職務に従事する者又はサービスの単位ごとに専ら当該サービスの提供に当たる者となっていますか。  ただし、障害児の支援に支障がない場合は、（８）第三号の栄養士及び同第四号の調理員については、併せて設置する他の障害福祉施設の職務に従事させることができる。 | いる  いない | 省令第6条第8項 |
| （１５）保育所等の児童との交流　児発  　（１）及び（８）の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。 | いる  いない | 省令第5条第9項  省令第6条第9項 |

◆　人員に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６  居宅訪問型児童発達支援における従業者の  員数  居訪 | （１）必要人員数の確保  居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっていますか。  一　訪問支援員　事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数  二　児童発達支援管理責任者　１以上 | いる  いない | 省令第71条の8第1項 |
| （２）訪問支援員の要件  （１）に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（訓練等）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に３年以上従事した者となっていますか。  ☞　心理指導担当職員とは、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいいます。  ＜解釈通知　第六の１＞  ○　従業者の員数については、各地域における居宅訪問型児童発達支援の利用の状況や業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。  ○　サービスの提供に当たる従業者の要件は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された以後、直接支援の業務に３年以上従事した者とする。 | いる  いない | 省令第71条の8第2項 |
| ７  保育所等訪問支援における従業者の員数  保訪 | （１）必要人員数の確保  保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっていますか。  一　訪問支援員　事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数  二　児童発達支援管理責任者　１以上  ＜解釈通知　第七の１＞  ○　従業者の員数については、各地域における保育所等訪問支援の利用の状況や業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。  ○　サービスの提供に当たる従業者の要件については、障害児支援に関する知識及び相当な経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者とする。 | いる  いない | 省令第73条第1項 |

◆　人員に関する基準

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | | | | 点検 | 根拠 | | |
| ８  児童発達  支援管理  責任者  共通 | 現在配置している児童発達支援管理責任者について、市に届け出ている内容を記入してください。 | | | | | | | | |
|  | 氏名 | （ 常勤 ・ 非常勤 ） | | 就任日：　　　　年　　月　　日 | | |  | |
| 届出日：　　　　年　　月　　日 | | |
| 実務  経験 | 業務期間 | ①通算：　　　　　年　　月間  ②うち障害児・障害者・児童に対する支援経験：　　　年　　月間 | | | |
| 従事日数 | ①通算：　　　　日  ②うち障害児・障害者・児童に対する支援経験：　　　　日 | | | |
| 業務内容 | 職名（　　　　　　　　　） | | | |
| 研修  受講  状況 | 旧児童発達支援管理責任者研修 | | 修了日：　　　　年　　月　　日 | | |
| 児童発達支援管理責任者基礎研修 | | 修了日：　　　　年　　月　　日 | | |
| 児童発達支援管理責任者実践研修 | | 修了日：　　　　年　　月　　日 | | |
| 児童発達支援管理責任者更新研修 | | 修了日：　　　　年　　月　　日 | | |
| 相談支援従事者初任者研修（講義部分） | | 修了日：　　　　年　　月　　日 | | |
| 研修未受講者である場合  ・配置された事由（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ・猶予措置終了日：　　　　 年　　月　　日 | | | | |
|  | | | | | | | | |
|  | 氏名 | （ 常勤 ・ 非常勤 ） | | 就任日：　　　　年　　月　　日 | | | |  |
| 届出日：　　　　年　　月　　日 | | | |
| 実務  経験 | 業務期間 | ①通算：　　　　　年　　月間  ②うち障害児・障害者・児童に対する支援経験：　　　年　　月間 | | | | |
| 従事日数 | ①通算：　　　　日  ②うち障害児・障害者・児童に対する支援経験：　　　　日 | | | | |
| 業務内容 | 職名（　　　　　　　　　） | | | | |
| 研修  受講  状況 | 旧児童発達支援管理責任者研修 | | 修了日：　　　　年　　月　　日 | | | |
| 児童発達支援管理責任者基礎研修 | | 修了日：　　　　年　　月　　日 | | | |
| 児童発達支援管理責任者実践研修 | | 修了日：　　　　年　　月　　日 | | | |
| 児童発達支援管理責任者更新研修 | | 修了日：　　　　年　　月　　日 | | | |
| 相談支援従事者初任者研修（講義部分） | | 修了日：　　　　年　　月　　日 | | | |
| ※　平成３０年度までに受講した従前の「児童発達支援管理責任者研修」は、「旧児童発達支援管理責任者研修」として修了日を記入してください。 | | | | | | | | |

◆　人員に関する基準

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | | 点検 | 根拠 |
| ８  児童発達  支援管理  責任者  （続き）  共通 | （１）－１　児童発達支援管理責任者の配置　児発 放デ  児童発達支援管理責任者を１以上置いていますか。  そのうち、１人以上は、専任かつ常勤となっていますか。  ＜解釈通知　第三の１(1)⑧＞  ○　従業者は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。  ○　児童発達支援管理責任者についても、通所支援計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等の重要な役割を担う者であり、これらの業務の客観性を担保する観点から、児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う指導員等とは異なる者でなければならない。 | | | いる  いない | 省令第5条第8項、第66条第8項 |
| （１）－２　児童発達支援管理責任者の配置　居訪 保訪  児童発達支援管理責任者を１以上置いていますか。  そのうち１人以上は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっていますか。 | | | いる  いない | 省令第71の8第3項、第73条第2項 |
| （２）児童発達支援管理責任者の要件　共通  児童発達支援管理責任者は、次の一及び二に定める要件を満たしていますか。 | | | いる  いない | H24厚労省告示  第230号  告示第1号  《Ｒ０１見直し》  ・直接支援業務  　１０年→８年 |
|  | 一　次の(一)～(三)のいずれかの業務の実務経験者であること  　（いずれも障害児・児童・障害者の支援経験３年以上が必須） | | |
|  |  | (一) 次のイ及びロの期間を通算した期間が５年以上  イ　相談支援業務  次の事業・施設の従業者が、相談支援の業務に従事した期間  (1) 障害児相談支援事業、身体・知的障害者相談支援事業  (2) 児童相談所、身体・知的障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター  (3) 障害児入所施設、児童養護施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設  (4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター  (5) 学校（大学を除く）  (6) 病院・診療所（社会福祉主事任用資格者等に限る）　　等  ロ　直接支援業務  次の事業・施設の従業者で、社会福祉主事任用資格者、保育士、児童指導員任用資格者等が、直接支援の業務に従事した期間  (1) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室  (2) 障害児通所支援事業、放課後児童健全育成事業、保育事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業所  (3) 病院・診療所、訪問看護事業所  (4) 特例子会社　　(5) 学校（大学を除く）　　等 | |
| (二) 次の期間を通算した期間が８年以上である者  ○　直接支援業務  上記(一)ロの事業・施設の従業者で、社会福祉主事任用資格者、保育士、児童指導員任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間 | |
| (三) 上記(一)及び(二)の期間を通算した期間が３年以上、かつ、国家資格等※の資格者がその資格に係る業務に従事した期間が通算して５年以上である者  ※ 医師、保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、  　 理学療法士、作業療法士、栄養士、精神保健福祉士　等 | |

◆　人員に関する基準

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | | 点検 | 根拠 |
| ８  児童発達  支援管理  責任者  （続き）  共通 |  | 二　次のイ及びロの要件に該当する者であって、ロに定める児童発達支援管理責任者実践研修を修了した翌年度以降の５年度ごとに、児童発達支援管理責任者更新研修を修了したもの  （ロに定める実践研修の修了日から５年を経過する日の属する年度の末日までの間は、更新研修修了者とみなす。） | | | 告示第2号  《Ｒ０１見直し》  ・研修要件見直し |
|  |  | イ　児童発達支援管理責任者基礎研修（実務経験が２年以内である者又は実務経験者に対して行われる研修）を修了し、次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たすもの  (1) 相談支援従業者初任者研修（講義部分）修了者  (2) 旧障害者ケアマネジメント研修修了者 | |
| ロ　次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たしている者で、児童発達支援管理責任者実践研修を修了したもの  (1) 基礎研修修了以後、実践研修開始日前５年間に通算して２年以上、相談支援業務又は直接支援業務に従事した者  (2) 平成３１年４月１日において、旧告示に規定する児童発達支援管理責任者研修を修了し、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったもの | |
| 【更新研修未修了】　告示第5号  ○　期日までに更新研修修了者とならなかった実践研修修了者又は旧児童発達支援管理責任者研修修了者は、実践研修を改めて修了した日に実践研修修了者となったものとする。  【研修受講に係る経過措置】　告示第3号、第4号、第7号  ①旧児童発達支援管理責任者研修修了者  平成３１年３月３１日において旧要件を満たす者については、令和６年３月３１日までの間は児童発達支援管理責任者として現に従事しているものとみなす。  ②基礎研修修了者で実務要件を満たしている者  実務経験者が平成３１年４月１日以後令和４年３月３１日までに基礎研修修了者となった場合は、実践研修を修了していなくても、基礎研修修了日から３年を経過するまでの間は、当該実務経験者を児童発達支援管理責任者とみなす  ③やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合  やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、当該事由が発生した日から１年間は、実務経験者であるものについては、研修要件を満たしているものとみなす。  【配置時の取扱いの緩和等】　告示第6号  常勤の児童発達支援管理責任者が１名配置されている事業所  ○　基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可  ○　基礎研修修了者を２人目の児発管として配置可  ☞　やむを得ない事由を判断するのは、県（障害福祉課）です。猶予措置を適用する際は、必ず県（障害福祉課）に相談してください。  ☞　児童発達支援管理責任者の配置に関して、「事業の開始後１年間は、実務経験者については研修を修了している者とみなす」旨の経過措置については、平成３１年３月３１日をもって終了となりました。（研修修了要件を満たすことが必須となります。） | | |

◆　人員に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ９  管理者  共通 | 専らその職務に従事する管理者を置いていますか。  ※　管理上支障がない場合はこの限りではない。  ＜解釈通知　第三の１(3)＞  ○　管理者は原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとするが、次の場合であって、事業所の管理業務に支障がないときは、他の職種を兼ねることができる。  ①　当該事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を含む）としての職務に従事する場合  ②　同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 | いる  いない | 省令第7条、第67条、第71条の9、第74条 |
| １０  労働条件  の明示等  共通 | 管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書を交付していますか。  ☞　労働契約において、法で求めているのは下記のような条件を書面で明示することとされています。  ①労働契約の期間  ②就業の場所・従事する業務の内容  ③始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇等  ④賃金  ⑤退職に関する事項（解雇の事由を含む）  ⑥期間の定めのある契約を更新する場合の基準　など | いる  いない | 労働基準法第15条  労働基準法施行規則第5条 |
| １１  従業者等の秘密保持  共通 | （１）従業者等の秘密保持の義務  従業者及び管理者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。  ＜解釈通知　第三の３(37)①＞  ○　従業者及び管理者に、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密の保持を義務付けたもの | いない  いる | 省令第47条第1項、  第71条、第71条の14、  第79条 |
| （２）従業者等であった者に対する秘密保持のための措置  従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。  ＜解釈通知　第三の３(37)②＞  ○　従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたもの  ○　具体的には、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするもの  ☞　在職中と併せて、退職後における秘密保持義務を誓約書などに明記することが必要となります。 | いる  いない | 省令第47条第2項、  第71条、第71条の14、  第79条 |

◆　設備に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| １２  設備 | （１）－１　必要な設備等　児発（センター型除く） 放デ  指導訓練室のほかサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。  ＜解釈通知　第三の２＞  ○　原則として一の建物につき、一の事業所とするが、障害児の利便のため、障害児に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該施設に出向いてサービスを提供する場合については、これらを事業所の一部（出張所）とみなして設備基準を適用するものである。  ☞　多機能型事業所の場合は、サービスに支障を来さないように配慮しつつ、一体的に行う他の事業所設備を兼用することができるもの。 | | いる  いない | 省令第9条第1項、第68条第1項 |
| （１）－２　必要な設備等　児発（センター型に限る）  指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、相談室、調理室、便所その他指定障害児発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けていますか。主として重症心身障害児を通わせる場合にあっては、遊戯室、屋外遊戯室、医務室及び相談室は障害児の支援に支障がない場合は設けないことができます。 | | いる  いない | 省令第10条第1項、 |
|  | ※　主として知的障害児を通わせる場合、静養室を設けているか。  ※　主として難聴児を通わせる場合、聴力検査室を設けているか。 | いる  いない | 省令第10条第3項 |
| （１）－３ 　必要な設備等　居訪 保訪  事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。  ＜解釈通知　第六の２＞  ○　必要な設備等は次のとおり  ①事務室（他事業と同一でも可、区画を明確に特定する）  ②受付等のスペース（相談等の対応に適切なスペース）  ③設備及び備品等（感染症予防に必要な設備等に配慮） | | いる  いない | 省令第71条の10第1項、第75条 |
| （２）－１　設備の基準　児発（センター型に限る）  難聴児又は重症心身障害児を通わせる場合を除き設備の基準は以下のとおりとなっていますか。  指導訓練室　定員はおおむね１０人  障害児１人あたりの床面積は２．４７㎡以上  遊戯室　　　障害児１人あたりの床面積は１．６５㎡以上 | | いる  いない | 省令第10条第2項、 |
| （２）－２　設備の基準　児発（センター型除く） 放デ  指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えていますか。  ☞　指導訓練室は、児童発達支援センターが子ども一人当たり2.47㎡の床面積が求められていることを参考としつつ、適切なスペースを確保することが望ましいとされています。利用者の障害の特性や指導訓練の内容等に応じて、適切なサービスが提供できるよう適当な広さや数を確保してください。 | | いる  いない |  |
| （３）専用の設備等　共通  （１）に規定する設備及び備品等は、専らサービスの事業の用に供するものとなっていますか。（障害児の支援に支障がない場合はこの限りではありません。） | | いる  いない | 省令第9条第3項、第68条第3項、  第71条の10第2項、第75条 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | 点検 | | 根拠 |
| １３  運営規程  共通 | 事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めていますか。  ☞　運営規程に法令等で定める記載事項が定められているか、事業所の現況や運営実態、重要事項説明書や利用契約書、パンフレット等の記載と合っているか、点検してください。  ☞　運営規程の記載事項を変更した場合は、障害福祉課に届出が必要です。 | | いる  いない | | 省令第37条、第71条、第71条の13、第79条 |
| 運営規程に定めるべき重要事項 | 主な指摘のポイント | | |
| ①　事業の目的及び運営の方針 | ②～⑥など  ・事業所の実態、重要事項説明書等と合っているか  （特に②③⑥など）。  ③営業時間は事業所に職員を配置し、受入体制を整えている時間であって送迎時間は含まない。（平成24年厚労省Q&Aの103）  ④利用定員は事業所において同時にサービスの提供を受けることができる障害児の数の上限であり、サービス単位があれば単位ごとに定員を定める。  ⑤指導、訓練以外の、行事や日課等のサービスがあればその費用も記載する。  ⑥通常の事業の実施地域は、客観的に区域が特定されているか。  ⑪虐待の防止は、具体的措置が定められているか。  虐待防止に関する責任者の設置  苦情解決体制の整備  従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施  虐待防止委員会の設置等に関すること　等 | | |
| ②　従業者の職種、員数及び職務の内容 |
| ③　営業日及び営業時間 |
| ④　利用定員　※ |
| ⑤　サービスの内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 |
| ⑥　通常の事業の実施地域 |
| ⑦　サービスの利用に当たっての留意事項 |
| ⑧　緊急時等における対応方法 |
| ⑨　非常災害対策　※ |
| ⑩　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類　※ |
| ⑪　虐待の防止のための措置に関する事項 |
| ⑫　その他運営に関する重要事項  　（苦情解決体制、事故発生時の対応等） |
| ※　居宅訪問型児童発達支援 及び 保育所訪問支援については、  ④⑨⑩は除く。  ☞　従業者の員数、営業日・時間、利用者負担額の種類・額、通常の事業の実施地域などが、事業所の実態や重要事項説明書と合っているか、見比べてください。  ☞　なお、従業者の員数は、人数を定めればよく、常勤・非常勤の内訳等は必ずしも要しません。また、員数は定数ではなく、「○名以上」、「滋賀県条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。」と定めることができます。  ☞　通常の事業の実施地域については、地域外のサービス提供を妨げるものではありません。 | | |  |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| １４  内容及び  手続の説明及び同意  共通 | （１）重要事項の説明  　　通所給付決定保護者がサービスの利用申込みを行ったときは、当該利用申込みを行った保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書、パンフレット等）を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていますか。  ＜解釈通知　第三の３(2)＞  ○　あらかじめ、利用申込者に対し、施設を選択するために必要な次の重要事項を懇切丁寧に説明し、サービス提供を受けることにつき、同意を得なければならない  ・ 運営規程の概要　　・ 従業者の勤務体制  ・ 事故発生時の対応　・ 苦情解決の体制　　等  ☞　利用者の同意は書面によって確認することが望ましいとされています。ついては、重要事項説明書は２部作成し、説明者の職氏名を記載し、利用申込者又は家族が説明を受け同意した旨の記名押印等を受け、１部は利用者に交付、１部は事業所で保管してください。  ☞　重要事項説明書の記名押印と、契約書の記名押印が一緒となっている例があります。重要事項説明書は、利用者がサービス内容等を理解して事業所を選択するために、利用申込の際に（契約前に）説明する書類で、利用契約書とは異なりますので、それぞれ記名押印が必要です。 | いる  いない | 省令第12条第1項、第71条、第71条の14、第79条 |
| （２）利用契約  社会福祉法第７７条の規定（利用契約の成立時の書面の交付）に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしていますか。  ＜解釈通知　第三の３(2)＞  ○　利用申込者との間で契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第７７条第１項の規定に基づき、  ①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  ②当該事業の経営者が提供するサービスの内容  ③当該サービスの提供につき保護者が支払うべき額に関する事項  ④サービスの提供開始年月日  ⑤サービスの係る苦情を受け付けるための窓口  を記載した書面を交付すること。  なお、利用申込者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。  ☞　利用契約書の契約当事者は事業所（管理者）ではなく事業者（法人・法人代表者）です。利用契約書には、法人代表者の職名・氏名を記載し、代表者印を押印してください。（※契約権限を内規・委任状等により委任している場合を除く）  ☞　利用契約書は２部作成し、それぞれ事業者と利用者が記名押印し、１部を利用者に交付し、１部は事業所が保管してください。  ☞　契約日、契約の終期が空欄である、又は自動更新規定を設けていないため契約期間が終了してしまっている、などの指摘例があります。 | いる  いない | 省令第12条第2項以下準用 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| １５  契約支給量の報告等  共通 | （１）受給者証への必要事項の記載  サービスを提供するときは、当該サービスの内容、通所支給決定保護者に提供することを契約したサービスの量（契約支給量）その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を保護者の通所受給者証に記載していますか。  ＜解釈通知　第三の３(3)＞  ○　事業者は契約が成立した時は、受給者証に次の必要な事項を記載すること。  ・ 事業者及び事業所の名称  ・ サービスの内容  ・ 契約支給量（月当たりの支援の提供量）  ・ 契約日　等  ☞　事業所は、契約の際、または契約支給量等を変更した場合は、サービス種類ごとに、サービス内容、契約支給量、契約日等を漏れなく受給者証に記載してください。  ☞　契約が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供したサービスの量を記載してください。  ☞　記載した後に受給者証のコピーを保管し、常に受給資格、記載内容を確認できるようにしておいてください。  →「19受給資格の確認」を参照 | いる  いない | 省令第13条第1項、第71条、第71条の14、第79条 |
| （２）契約支給量  契約支給量の総量は、当該給付決定保護者の支給量を超えていませんか。 | いないいる | 省令第13条第2項  以下準用 |
| （３）市町村への報告  サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告していますか。 | いる  いない | 省令第13条第3項  以下準用 |
| （４）受給者証記載事項の変更時の取扱い  受給者証記載事項に変更があった場合に、（１）から（３）に準じて取り扱っていますか。 | いる  いない | 省令第13条第4項  以下準用 |
| １６  提供拒否の禁止  共通 | 正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。  ＜解釈通知　第三の３(4)＞  ○　提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは次のとおり  ①　利用定員を超える利用申込みがあった場合  ②　入院治療の必要がある場合  ③　当該事業所の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切なサービスの提供が困難な場合　等  ○　支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、実質的に障害の程度等により提供を拒否する場合は、正当な理由に当たらないものである。 | いないいる | 省令第14条、第71条、第71条の14、第79条 |
| １７  連絡調整に対する協力  共通 | サービスの利用について市町村又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力していますか。 | いる  いない | 省令第15条、第71条、第71条の14、第79条 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| １８  サービス  提供困難時の対応  共通 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、障害児に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | いる  いない | 省令第16条、第71条、第71条の14、第79条 |
| １９  受給資格の確認  共通 | サービスの提供を求められた場合は、保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、サービスの種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめていますか。 | いる  いない | 省令第17条、第71条、第71条の14、第79条 |
| ２０  障害児通所給付費等の支給の申請に係る援助  共通 | （１）通所給付決定を受けていない者  通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | いる  いない | 省令第18条第1項、第71条、第71条の14、第79条 |
| （２）利用継続のための援助  サービスに係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、申請勧奨等の必要な援助を行っていますか。 | いる  いない | 省令第18条第2項  以下準用 |
| ２１  心身の状況等の把握  共通 | サービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | いる  いない | 省令第19条、第71条、第71条の14、第79条 |
| ２２  指定障害児通所支援事業者等との連携等  共通 | （１）サービス提供時の関係機関等との連携  サービスの提供に当たっては、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる  いない | 省令第20条第1項、第71条、第71条の14、第79条 |
| （２）サービス提供終了に伴う関係機関等との連携  サービスの提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | いる  いない | 省令第20条第2項  以下準用 |
| ２３  身分を証する書類の  携行  居訪  保訪 | 居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。  ＜身分証についてあてはまるものにチェックをつけてください。＞   |  |  | | --- | --- | | 身分を証する書類の記載事項は？ | 携行の有無は？ | | 事業所の名称　　従業者の氏名  職能　　　　　　従業者の写真 | 初回訪問時  求められたとき |   ＜解釈通知　第六の3(1)＞  ○　障害児等が安心してサービスの提供を受けられるよう、従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、保護者等から求められたときは、これを提示する旨を指導しなければならないこと。  ○　この証書等には、事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 | いる  いない | 省令第71条の11、第79条 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ２４  サービスの提供の記録  共通 | （１）サービス提供の記録  サービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録していますか。  ＜解釈通知　第三の３(10)①＞  ○　保護者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的な内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならないこととしたもの。  ☞　利用者の出欠状況、勤務した職員、活動内容、連絡事項等の活動状況の概要を、「業務日誌」として営業日の都度、漏れなく記録に残してください。  ☞　連絡帳も記録の一つであり、手元に残らないのであれば、必要に応じてコピーを取るなどしてください。 | いる  いない | 省令第21条第1項、第71条、第71条の14、第79条 |
| （２）サービス提供の確認  上記（１）の規定による記録に際しては、保護者からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。  ＜解釈通知　第三の３(10)②＞  ○　サービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、保護者からの確認を得なければならないこととしたもの。  ☞　サービス提供実績記録表など（報酬請求の入力の際に照合する書類等）に、日々利用の都度、保護者からサイン等の方法により利用確認を受けてください。  ☞　併せて、出欠簿、タイムカード、支援記録簿、連絡帳などを活用し、利用確認ができるよう工夫してください。 | いる  いない | 省令第21条第2項  以下準用 |
| ２５  保護者に  求めることのできる金銭の支払の範囲等  共通 | （１）利用者負担額以外の金銭の支払の範囲  サービスを提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、保護者に支払を求めることが適当であるものに限られていますか。 | いる  いない | 省令第22条第1項、第71条、第71条の14、第79条 |
| （２）金銭支払いに係る保護者への説明  金銭の支払いを求める際は、当該金銭の使途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得ていますか。  ※　次の項目(１)から(３)までに規定する支払については、この限りでない | いる  いない | 省令第22条第2項  以下準用 |
| ２６  利用者負担額等の受領 | （１）通所利用者負担額の受領　共通  サービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該サービスに係る通所利用者負担額の支払を受けていますか。 | いる  いない | 省令第23条第1項、第70条第1項、第71条の12第1項、第79条 |
| （２）法定代理受領を行わない場合　共通  法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、サービスに係る通所支援基準額の支払いを受けていますか。 | いる  いない | 省令第23条第2項、第70条第2項、第71条の12第2項、第79条 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | | | 点検 | | 根拠 |
| ２６  利用者負担額等の受領  （続き） | （３）－１ その他受領が可能な費用　児発 放デ  上記(１)、(２)の支払を受ける額のほか、提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けていますか。  一　食事の提供に要する費用（児童発達支援センターに限る。）  二　日用品費  三　サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、  　日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの | | | | いる  いない | | 省令第23条第3項、第70条第3項 |
| ＜利用者負担の費目と金額（「月○○円」等）を記入＞ | | | |  | |
|  |  | 費目 | 金額 | |  |
| ① |  |  | |
| ② |  |  | |
| ③ |  |  | |
| ④ |  |  | |
| ⑤ |  |  | |
| ≪参照≫  「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」（H24.3.30障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)  ○　給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要がある。  ○　「日常生活においても通常必要となるものに係る費用」（「その他の日常生活費」）の受領については、保護者等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならない。  ○　「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、運営規程で定められなければならない。  ○　「その他の日常生活費」の具体的な範囲は次のとおり  (1) 身の回り品として必要なものを事業者が提供する場合の費用  (2) 教養娯楽等として必要なものを事業者が提供する場合の費用 | | | |  | |
| （３）－２ その他受領が可能な費用　居訪 保訪  居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援事業者は、上記(１)、(２)の支払を受ける額のほか、保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を保護者から受けていますか。 | | | | いる  いない | | 省令第71条の12第3項、第79条 |
| （４）領収証の交付　共通  上記（１）から（３）の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付していますか。 | | | | いる  いない | | 省令第23条第5項、第70条第4項、第71条の12第4項、第79条 |
| （５）通所決定保護者の同意　共通  上記(３)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、保護者の同意を得ていますか。 | | | | いる  いない | | 省令第23条第6項、第70条第5項、第71条の12第5項、第79条 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ２７  通所利用者負担額に  係る管理  共通 | 通所給付決定に係る障害児が同一の月に他の事業者等が提供する通所支援サービスも受けた場合において、障害児の保護者から依頼があったときは、当該サービス及び当該他の通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定していますか。  この場合において、当該サービス及び当該他の通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該保護者及び当該他の通所支援を提供した事業者等に通知していますか。 | いる  いない | 省令第24条、第71条、第71条の14、第79条 |
| ２８  障害児通所給付費の額に係る通知等  共通 | （１）通所決定保護者への通知  法定代理受領により当該サービスに係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該保護者に係る障害児通所給付費の額を通知していますか。  ☞　通知は給付費の受領日以降に発出してください。  ☞　通知には、通知日、サービス利用月（必要に応じて利用の内訳）、給付費の受領日・給付額などを記載します。 | いる  いない | 省令第25条第1項、第71条、第71条の14、第79条 |
| （２）サービス提供証明書の交付  法定代理受領を行わないサービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付していますか。 | いる  いない | 省令第25条第2項  以下準用 |
| ２９  サービスの取扱方針 | （１）サービスの提供への配慮　共通  事業者は、個別支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。 | いる  いない | 省令第26条第1項、第71条、第71条の14、第79条 |
| （２）サービス提供に当たっての説明　共通  従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていますか。  ＜解釈通知　第四の３(15)②＞  ○　支援上必要な事項とは、個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。 | いる  いない | 省令第26条第2項  以下準用 |
| （３）サービスの質の評価及び改善　共通  事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。  ＜解釈通知　第四の３(15)③＞  ○　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らねばならないとしたもの。 | いる  いない | 省令第26条第3項  以下準用 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | | | | 点検 | 根拠 | |
| ２９  サービスの取扱方針  （続き） | （４）自己評価及び保護者評価の実施　児発 放デ  児童発達支援及び放課後等デイサービス事業者は、上記（３）の規定により、その提供するサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図っていますか。  一　障害児や保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況  二　従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況  三　事業の用に供する設備及び備品の状況  四　関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況  五　障害児や保護者に対する必要な情報の提供、助言・援助の実施状況  六　緊急時における対応方法及び非常災害対策  七　業務の改善を図るための措置の実施状況  ＜解釈通知　第四の３(15)④＞  ○　サービスの質の評価及び改善を行うため、事業所が自ら評価を行うとともに、事業所を利用する障害児の保護者の評価を受けて、その改善を図らなければならないこととしたもの。  ○　当該評価及び改善を図るに当たっては、厚生労働省が定めるガイドラインを参考にすることが望ましい。  ≪参照≫  「児童発達支援ガイドライン」（平成29年7月厚生労働省保健福祉部長通知）  「放課後等デイサービスガイドライン」（平成27年4月厚生労働省保健福祉部長通知） | | | | | いる  いない | 省令第26条第4項、第71条 | |
| （５）評価及び改善内容の公表　児発 放デ  児童発達支援及び放課後等デイサービス事業者は、おおむね１年に１回以上、上記（４）の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表していますか。  ≪自己評価等結果の状況≫ | | | | | いる  いない | 省令第26条第5項、第71条 | |
|  |  | | 令和４年度 | 令和５年度 | | |  |
|  | 取組  時期 | 保護者評価 | 年　　　月　　　日 | 年　　　月　　　日 | | |
| 職員による  自己評価 | 年　　　月　　　日 | 年　　　月　　　日 | | |
| 事業所全体  による評価 | 年　　　月　　　日 | 年　　　月　　　日 | | |
| 公表  結果 | 公表日 | 年　　　月　　　日 | 年　　　月　　　日 | | |
| 公表の方法 | インターネット  保護者向けお知らせ  事業所内の掲示  その他  　（　　　　　　　　　　　） | インターネット  保護者向けお知らせ  事業所内の掲示  その他  　（　　　　　　　　　　） | | |
| 市への報告 | | あり(提出日：　年　月　日)  なし(理由：　　　　　　　) | － | | |  |
| ☆　公表が未実施の場合、未公表状態が解消されるまでの間、障害児全員について減算が適用となる。 | | | | |  |  | |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ３０  個別支援  計画の作成等  共通 | （１）個別支援計画の作成業務  管理者は、児童発達支援管理責任者に、個別支援計画の作成に関する業務を担当させていますか。  ＜解釈通知　第三の３(16)①＞  ○　個別支援計画には次の事項等を記載すること  ・ 保護者及び障害児の生活に対する意向  ・ 障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期  ・ 生活全般の質を向上させるための課題  ・ サービスの具体的内容（行事や日課等も含む）  ・ サービスを提供する上での留意事項　等  ○　計画の様式は事業所毎に定めるもので差し支えない。  ○　個別支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、指定障害児相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。  ☞　計画書には上記以外にも、作成日・作成者(児童発達支援管理責任者)氏名を記載し、利用者には署名・押印等のほか、同意日も記載してもらってください。 | いる  いない | 省令第27条第1項、第71条、第71条の14、第79条 |
| （２）アセスメント  児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討していますか。  ＜解釈通知　第三の３(16)②＞  ○　児童発達支援管理責任者は次の手順により支援を実施  ①担当者等会議を開催し、計画原案について意見を求める  ②計画を保護者及び障害児に説明し、文書で同意を得る  ③保護者へ計画を交付する  ④計画の実施状況を確認しながら、見直すべきかを検討 | いる  いない | 省令第27条第2項  以下準用 |
| （３）保護者等への面接  児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、保護者及び障害児に面接していますか。  この場合において、面接の趣旨を保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 | いる  いない | 省令第27条第3項  以下準用 |
| （４）児童発達支援管理責任者の役割  児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、 障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの具体的内容、 サービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成していますか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めていますか。 | いる  いない | 省令第27条第4項  以下準用 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | | 点検 | | 根拠 |
| ３０  個別支援  計画の作成等  （続き）  共通 | （５）計画作成に係る会議  児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、計画の原案について意見を求めていますか。この場合において、会議は、テレビ電話装置その他の情報機器（テレビ電話装置等）を活用する方法により開催することができる。  ＜個別支援計画作成に係る会議を開催している場合の内容＞ | | | いる  いない | | 省令第27条第5項  以下準用 |
|  | 会議名 |  | |  |
| 会議開催時期 | ・新規利用者の場合（　　　　　　　　　　　　　　）  ・その他の場合　　（　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 参加者 | (職種等) | |
| ☞　個別支援計画作成に係る会議を開催し、計画原案の内容について意見を求め、計画の原案とともにその記録を残してください。 | | |  | |
| （６）計画の同意  児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、保護者及び障害児に対し、当該個別支援計画について説明し、文書によりその同意を得ていますか。 | | | いる  いない | | 省令第27条第6項以下準用 |
| （７）計画の交付  児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を保護者に交付していますか。 | | | いる  いない | | 省令第27条第7項  以下準用 |
| （８）計画の変更  児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメント（モニタリング）を含む。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行っていますか。 | | | いる  いない | | 省令第27条第8項  以下準用 |
| （９）モニタリング  児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っていますか。  一　定期的に保護者及び障害児に面接すること  二　定期的にモニタリングの結果を記録すること | | | いる  いない | | 省令第27条第9項  以下準用 |
| （10）計画変更時の取扱い  個別支援計画の変更については、上記（２）から（７）までの規定（アセスメントから計画交付まで）に準じて行っていますか。  ☞ 実地指導で指導が多い事例  ・ 計画を作成していない。  ・ 計画原案に利用者の同意を得てない。  ・ 計画を利用者に交付していない。  ・ 計画を６月に１回以上、見直していない。  →　計画未作成減算の対象となります。  　　（「個別支援計画未作成減算」の項目を参照） | | | いる  いない | | 省令第27条第10項  以下準用 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ３１  児童発達支援管理責任者の責務  共通 | 児童発達支援管理責任者は、前の項目に規定する個別支援計画の作成業務のほか、次に掲げる業務を行っていますか。  一　次の項目「相談及び援助」に規定する相談及び援助を行うこと  二　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと | いる  いない | 省令第28条、第71条、第71条の14、第79条 |
| ３２  相談及び  援助  共通 | 常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。  ＜解釈通知　第三の３(18)＞  ○　常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることにより、積極的に障害児の生活の質の向上を図ることを趣旨とするもの。 | いる  いない | 省令第29条、第71条、第71条の14、第79条 |
| ３３  指導、訓練等  共通 | （１）心身の状況に応じた指導等  障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っていますか。  ＜解釈通知　第三の３(19)①＞  ○　サービスの提供に当たっては、個別支援計画に基づき、日常生活における基本的な習慣の確立や社会生活での適応性を目指し、さらに地域での生活を念頭において行うことが基本であり、障害児の心身の状況に応じて、適切な技術を持って指導、訓練を行うこと。  ○　指導、訓練の実施に当たっては、障害児の人格に十分配慮して実施するものとする。 | いる  いない | 省令第30条第1項、第71条、第71条の14、第79条 |
| （２）社会生活への適応性を高めるための指導等  障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っていますか。 | いる  いない | 省令第30条第2項  以下準用 |
| （３）適性に応じた指導等  障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っていますか。 | いる  いない | 省令第30条第3項  以下準用 |
| （４）従業者の体制  常時１人以上の従業者を指導、訓練等に従事させていますか。  ＜解釈通知　第三の３(19)②＞  ○　適切な訓練を行うことができるように従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに、少なくとも常時１人以上の従業者を従事させることを規定したもの。 | いる  いない | 省令第30条第4項  以下準用 |
| （５）従業者以外の者による指導等の禁止  障害児に対して、保護者の負担により当該事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていませんか。 | いない  いる | 省令第30条第5項  以下準用 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ３４  食事  児発（ｾﾝﾀｰ型に限る） | （１）献立・栄養管理等  　　障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっていますか。  ＜解釈通知　第三の３(20)＞  ○　食事の提供及び栄養管理は、障害児の健全な発育上きわめて重要な影響を与えるものであることから、食事の内容はできるだけ変化に富み、年齢、障害の特性及び嗜好等に配慮しつつ、栄養的にバランスのとれたものとするよう努めること。 | いる  いない | 省令第31条第1項 |
| （２）嗜好  　　食事は（１）によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっていますか。 | いる  いない | 省令第31条第2項 |
| （３）調理  調理はあらかじめ作成された献立に従って行わっていますか。 | いる  いない | 省令第31条第3項 |
| （４）食を営む力の育成  障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めていますか。 | いる  いない | 省令第31条第4項 |
| ３５  社会生活上の便宜の供与等  共通 | （１）レクリエーション行事の実施　児発　放デ　居訪  教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っていますか。  ＜解釈通知　第三の３(21)＞  ○　画一的な支援を行うのではなく、障害児の年齢や発達段階に応じた教養娯楽設備を備えるほか、スポーツ、文化的活動等のレクリエーション行事を行うこと。 | いる  いない | 省令第32条第1項、第71条、第71条の14、第79条 |
| （２）家族との連携　共通  常に障害児の家族との連携を図るよう努めていますか。  ＜解釈通知　第三の３(21)＞  ○　障害児の家族に対し、事業所の会報の送付、事業所が実施する行事への参加の呼びかけ等によって障害児と家族が交流できる機会等を確保するよう努めること。 | いる  いない | 省令第32条第2項  以下準用 |
| ３６  健康管理  児発（ｾﾝﾀｰ型に限る） | （１）健康診断  常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っていますか。  ＜解釈通知　第三の３(22)①＞  ○　障害児の健康管理の把握に努め、医師、又は看護師等その他適切な者を健康管理の責任者とし、障害児の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じることとしたもの。 | いる  いない | 省令第33条第1項 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ３６  健康管理  （続き）  児発（ｾﾝﾀｰ型に限る） | （２）健康診断の結果の把握  （１）にかかわらず次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、事業者はそれぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握していますか。   |  |  | | --- | --- | | 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断 | 通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断 | | 障害児が通学する学校における健康診断 | 定期的な健康診断又は臨時の健康診断 | | いる  いない | 省令第33条第2項 |
| （３）従業者の健康診断  児童相談支援センターである事業所の従業者の健康診断に当たっては綿密な注意を払っていますか。  ＜解釈通知　第三の３(22)②＞  ○　児童発達支援センターは従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に勤めるべきことを規定し、特に障害児の食事の準備等にあたり注意を払うこととしたもの | いる  いない | 省令第33条第3項 |
| ３７  緊急時等の対応  共通 | 現にサービスの提供を行っているときに、障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。  ☞　緊急時に備えて日頃からできることの例  ・障害児の既往症や発作の有無などを把握し、連絡方法 （医療機関・家族等）や対応方法を整理し、すぐに対応できるようにする  ・救急車を呼んだ場合に情報提供などの対応ができるようにする  ・携帯連絡先、連絡網を整理し、すぐに連絡がとれる体制を整える  ・過去の事例などから緊急時の具体的な対応方法をあらかじめ想定し、従業者で話し合っておき、マニュアル等に整理しておく  ・救急用品を整備する、応急手当について学ぶ　など | いる  いない | 省令第34条、第71条、第71条の14、第79条 |
| ３８  喀痰吸引等  共通 | （１）登録特定行為事業者の登録  社会福祉士及び介護福祉士法第４８条の２及び３、同法施行規則第２６条の２及び３に基づき、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しますか。  ☞　認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員等がたんの吸引等を行うものとして、登録特定行為事業者の登録の届出をした施設等で、当該業務を実施できます。  ☞　事業所の看護師のみがたんの吸引等を行う場合でも、事業者登録の届出は必要です。 | 該当する  該当  しない | 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2,3  社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条の2,3  平成23年社援発第1111号厚生労働省社会・援護局長通知 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ３８  喀痰吸引等  （続き）  共通 | **以下、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しない場合は、このページの（２）～（10）を飛ばして、次ページに進んでください。** | |  |
| （２）認定特定行為業務従事者  介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。 | いる  いない |
| （３）登録特定行為事業者  認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。  業務開始年月日　　　平成　　　年　　　月　　　日 | いる  いない |
| （４）特定行為  登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。  ＜登録している行為で該当するものに○をつけてください＞  （たん吸引）・口腔内 　・鼻腔内 　 ・気管カニューレ内  （経管栄養）・胃ろう又は腸ろう　　　・経鼻経管栄養 | いる  いない |
| （５）医師からの指示  介護職員等が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けていますか。 | いる  いない |
| （６）実施計画書  対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。 | いる  いない |
| （７）対象者等の同意  対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員等がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。 | いる  いない |
| （８）結果報告  実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。 | いる  いない |
| （９）安全委員会の開催  たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。 | いる  いない |
| （10）業務方法書等の整備  たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。 | いる  いない |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ３９  保護者に  関する市町村への通知  共通 | 通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。  ＜解釈通知　第三の３(24)＞  ○　市町村は不正手段等により給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給相当額の全部又は一部を徴収することができることに鑑み、事業者は、給付費の適正支給の観点から、遅滞なく市町村に意見を付して通知しなければならない。 | いる  いない | 省令第35条、第71条、第71条の14、第79条 |
| ４０  管理者の  責務  共通 | （１）一元的な管理  管理者は、従業者及び業務等の管理その他管理を、一元的に行っていますか。 | いる  いない | 省令第36条第1項、第71条、第71条の14、第79条 |
| （２）指揮命令  管理者は、従業者に運営に関する指定基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | いる  いない | 省令第36条第2項  以下準用 |
| ４１  勤務体制の確保等  共通 | （１）勤務体制の確保  障害児に対し、適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。  ＜解釈通知　第三の３(27)①＞  ○　事業所ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。  ☞　月ごとに『勤務予定表』及び『勤務実績表』を作成し、適切なサービスを提供することができる勤務体制が確保できているか確認するとともに、保存しておいてください。 | いる  いない | 省令第38条第1項、第71条、第71条の14、第79条 |
| （２）従業者によるサービス提供  事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。  ※　障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。  ＜解釈通知　第三の３(27)②＞  ○　原則として事業所の従業者によってサービスを提供するべきであるが、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。 | いる  いない | 省令第38条第2項  以下準用 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | | | 点検 | | 根拠 |
| ４１  勤務体制の確保等  （続き）  共通 | （３）研修機会の確保  従業者及び管理者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。また、毎年、研修計画を策定するとともに、研修結果を記録する等、計画的な研修の実施に努めていますか。  ＜研修（主な会議を含む）の回数・内容＞ | | | | いる  いない | | 省令第38条第3項  以下準用 |
|  | 前年度 | 本年度 | 研修等の主な内容 | |  |
|  | 回 | 回 |  | |
| ＜解釈通知　第三の３(27)③＞  ○　研修機関が実施する研修や、事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。 | | | |  | |
| （４）ハラスメントの対策  　　適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。  ＜解釈通知　第三の３(27)④＞  ○　事業者が講ずべき措置の具体的内容のうち特に留意すべき点  　①職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、従業者への周知・啓発  　②相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者及び相談窓口をあらかじめ定め従業者に周知）  ○　事業者が講じることが望ましい取組  　①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  　②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）  　③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） | | | | いる  いない | | 省令第38条第4項  以下準用 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ４２  業務継続計画の策定  共通 | （１）業務継続計画の策定  感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画という。」）を策定し、その業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。  ＜解釈通知　第三の３(28)①②＞  ○　業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施は事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  ○　全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。  ○　業務継続計画には以下の項目等を記載すること。  　①感染症に係る業務継続計画  　　・平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組みの実施、備蓄等の確保等）  　　・初動対応  　　・感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  　②災害に係る業務継続計画  　　・平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  　　・緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  　　・他施設及び地域との連携 | いる  いない | 省令第38条の2第1項以下準用 |
| （２）研修及び訓練  　　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。  ＜解釈通知　第三の３(28)③④＞  ○　感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。  ○　業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年１回以上）に実施すること。訓練の実施は、実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。  ○　感染症の業務継続計画に係る研修・訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練と一体的に実施することも差し支えない。 | いる  いない | 省令第38条の2第2項以下準用 |
| （３）業務継続計画の見直し  　　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | いる  いない | 省令第38条の2第3項以下準用 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ４３  定員の遵守  児発  放デ | （１）利用定員  利用定員は１０人以上となっていますか。  ※　主として重症心身障害児を通わせる事業所にあっては、利用定員を５人以上とすることができる。  ※　多機能型事業所は、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての通所支援の事業を通じて１０人以上（主として重症心身障害児を通わせる事業所にあっては、５人以上）とすることができる。  ＜解釈通知　第三の３(1)＞  ○　安定的かつ継続的な事業運営を確保するとともに、専門性の高いサービスを提供する観点から、利用定員の下限を定めることとしたもの。  ○　「利用定員」とは、１日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいうもの。 | いる  いない | 省令第11条、第69条、第82条 |
| （２）定員の遵守  利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、サービスの提供を行っていませんか。  ※ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。  ＜解釈通知　第三の３(29)＞  ○　障害児に対するサービスの提供に支障が生じることがないよう、原則として、事業所が定める利用定員を超えた障害児の受入を禁止するもの。  ○　次に該当する利用定員を超えた受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とすることとしたもの。  ①１日当たりの障害児の数  ・定員50人以下：定員×150/100 以下  ・定員51人以上：定員＋(定員－50)×125/100＋25 以下  ②過去３月間の障害児の数  ・定員12人以上：定員×開所日数×125/100 以下  ・定員11人以下：（定員＋３）×開所日数 以下  ☞　①②の基準を超えた利用は報酬減算（３０％減算）の対象となります。  　→「定員超過利用減算」の項目を参照 | いない  いる | 省令第39条、第71条 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ４４  非常災害  対策  児発  放デ | （１）非常災害時の対策  消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知していますか。  ＜解釈通知　第三の３(30)②③④＞  ①消火設備その他非常災害に際して必要な設備  消防法その他法令等に規定された設備  ☞ 消防署等に確認してください。  ②非常災害に関する具体的計画  消防法施行規則第３条に規定する消防計画（防火管理者が作成する消防計画又は準ずる計画）、風水害・地震等の災害に対処するための計画  ☞ 防災計画を作成してください。  ③関係機関への通報及び連絡体制の整備  火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえる体制を作る | | いる  いない | 省令第40条第1項、第71条 |
| （２）避難訓練等の実施  ①　非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 | | いる  いない | 省令第40条第2項、第3項、第71条  【避難訓練等】  消防法施行規則  第3条第10項、第11項 |
| ②　訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 | | いる  いない |
| * 直近の避難訓練等の実施日等  |  |  |  | | --- | --- | --- | | 実施日 | 内　容 | 参加者 | | 年　月　日 | 火災・地震  風水害・その他 | 従業者・利用者  消防関係者  地域住民・その他 | | 年　月　日 | 火災・地震  風水害・その他 | 従業者・利用者  消防関係者  地域住民・その他 |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 防火管理者氏名 |  | 消防計画  届出日 | 年　　　月　　　日 |   ＜解釈通知　第三の３(30)⑤＞  ○　避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参課が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 | |  |
| （３）市町村防災計画に定められた浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設となっていますか。 | | いる  いない | 水防法・土砂災害防止法 |
|  | ※　避難確保計画を作成し、市町に報告を行っていますか。  届出日　　　　　　　　年　　　月　　　日 | いる  いない |
|  | ※　避難確保計画に基づき、避難訓練を行っていますか。  　　直近の実施日　　　　　年　　　月　　　日 | いる  いない |
| （４）非常災害の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めていますか。 | | いる  いない |  |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | | 点検 | 根拠 |
| ４５  安全計画の策定等  共通 | （１）安全計画の策定  事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じていますか。 | | | いる  いない | 省令第40条の2第1項、第71条、第71条の14、第79条  （R6.3.31まで努力義務） |
|  | （２）研修及び訓練の実施  事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | | | いる  いない | 省令第40条の2第2項、第71条、第71条の14、第79条  （R6.3.31まで努力義務） |
|  | * 直近の研修及び訓練の実施日  |  |  |  | | --- | --- | --- | |  | 研修実施日　　　　　　　　年　　　月　　　日 |  | |  | 訓練実施日　　　　　　　　年　　　月　　　日 |  | | | |  |  |
|  | （３）保護者への周知  事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していますか。 | | | いる  いない | 省令第40条の2第3項、第71条、第71条の14、第79条  （R6.3.31まで努力義務） |
|  |  | 周知日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日 | |  |  |
|  |  | 周知方法 |  |  |  |
|  | （４）安全計画の変更  事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていますか。 | | | いる  いない | 省令第40条の2第4項、第71条、第71条の14、第79条 |
| ４６  自動車を運行する場合の所在の確認 | （１）所在の確認　共通  事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認していますか。 | | | いる  いない  該当なし | 省令第40条の3第1項、第71条、第71条の14、第79条 |
|  |  | 確認方法 |  |  |  |
|  | （２）見落とし防止装置の設置　児発、放デ  事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（座席が2列以下の自動車及び座席が3列以上あるものの、園児が確実に3列目以降を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶可能な自動車等を除く）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて（１）に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行っていますか。   * 送迎車の状況  |  |  | | --- | --- | | 座席が２列以下の自動車　　台 | | | 座席が３列以上だが３列目以降隔絶の自動車　　台 | | | 上記以外の自動車　　台 | ⇒見落とし防止装置装備済み　　台 |   ※ブザー等を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和６年３月３１日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。 | | | いる  いない  該当なし | 省令第40条の3第2項、第71条 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ４７  衛生管理等  共通 | （１）設備等の衛生管理  障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていますか。 | | いる  いない | 省令第41条第1項、第71条 |
| （２）感染症等の発生及びまん延防止  事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じていますか。  ＜解釈通知　第三の３(31)①＞  ○　感染症又は食中毒が発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。  ○　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及び防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき適切な措置を講じること。  ○　空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。 | |  | 省令第41条第2項、第71条 |
|  | 一　感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。（この場合において、委員会はテレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。）  ＜解釈通知　第三の３(31)②＞  ○　感染対策委員会は幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、児童指導員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、おおむね３月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 | いる  いない |
| 二　感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。  ＜解釈通知　第三の３(31)②＞  ○　指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 | いる  いない |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | | | 点検 | | 根拠 |
| ４７  衛生管理等  （続き）  共通 |  | | 三　従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施していますか。  ＜解釈通知　第三の３(31)②＞  ○　従業者に対する研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。  職員教育を組織的に浸透させていくためには、事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、事業所の指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。  ○　平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | | いる  いない | |  |
|  | （３）従業者の健康診断  常時使用する従業者に対し、健康診断を実施していますか。  　雇用時　　定期健康診断（実施時期：　　　　　　　）  ＜労働安全衛生規則＞  ○　常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、医師による健康診断を行わなければならない。（第４３条）  ○　常時使用する労働者に対し、１年以内ごとに１回、定期に、医師による健康診断を行わなければならない。（第４４条第１項） | | | | いる  いない | | 労働安全衛生法  第66条第1項  労総安全衛生規則第43条、第44条第1項 |
| ４８  協力医療  機関  児発  放デ  居訪 | 障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。  ＜解釈通知　第三の３(32)＞  ○　事業所から近距離にあることが望ましい。  ＜協力医療機関＞ | | | | いる  いない | | 省令第42条、第77条、第71条の14 |
|  | ①名　称 | |  | |  |  |
| ②所在地 | |  | |
| ③協定書の有無 | | 有　　・　　　無 | |
| ④協定年月日 | | 年　　月　　日 ～　　　年　　月　　日  （自動更新規定：　有　・　無　） | |
| ⑤診療科目 | |  | |
|  | | | |  | |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ４９  掲示  共通 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。または、上記の内容を記載した書面を事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できるようにしていますか。  ☞　利用者の特性や壁面のスペースがないなど、掲示が難しければ、入口に近い場所か相談室等の利用者又は家族等がみやすい場所に「閲覧用ファイル」と表示して運営規程・重要事項説明書・パンフレット等を備え付け、利用者の閲覧に供してください。  ＜掲示状況についてあてはまるものにチェックをつけてください。＞   |  |  | | --- | --- | | 掲示内容 | 運営規程の概要　　　従業者の勤務体制  事故発生時の対応　　苦情処理の体制  提供するサービスの第三者評価の実施状況  その他サービスの選択に資すると認められる重要事項 | | 掲示  方法 | 掲示  ファイル等の備え付け | | 掲示  場所 | 入り口付近　　　　　 相談室  その他（　　　　　　　　　　） | | いる  いない | 省令第43条、第77条、第71条の14、第79条 |
| ５０  身体拘束等の禁止  共通 | （１）身体拘束等の禁止  サービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていませんか。 | いない  いる | 省令第44条第1項、第77条、第71条の14、第79条 |
| （２）身体拘束等の記録  やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。  ☞　やむを得ず行う身体拘束等、本人の行動制限については、組織として慎重に検討し、個別支援計画にも記載して本人・家族に十分説明し、同意を得て行うものとし、本人の態様や措置の内容を記録してください。  ≪参照≫  「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」  （H30.6 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進課）  （１）やむを得ず身体拘束を行う場合の３要件  ① 切迫性　　　② 非代替性　　　③ 一時性  （２）やむを得ず身体拘束を行うときの手続き  ① 組織による決定と個別支援計画への記載  ② 本人・家族への十分な説明  ③ 必要な事項の記録  ④ 身体拘束廃止未実施減算の創設 | いる  いない | 省令第44条第2項  以下準用 |
| （３）身体拘束等の適正化  　　身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。 |  | 省令第44条第3項  以下準用 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ５０  身体拘束等の禁止  （続き）  共通 |  | 一　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。（委員会はテレビ電話装置等を活用する方法により開催することができる。）  ＜解釈通知　第三の３(34)②＞  ○　委員会の構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましい。事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能。なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。  ○　身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応  ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。  イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。  ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。  エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。  オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。 | いる  いない |  |
| 二　身体拘束等の適正化のための指針を整備していますか。  ＜解釈通知　第三の３(34)③＞  ○　身体拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。  ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方  イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針  オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針  カ 障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 | いる  いない |
| 三　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していますか。  ＜解釈通知　第三の３(34)④＞  ○　身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。 | いる  いない |
| ※（２）、（３）一、二、三のいずれかの取組みが実施できていない場合、令和５年４月１日以降、事実発生日の翌月から身体拘束廃止未実施減算を適用する必要があります。詳細は「身体拘束廃止未実施減算」の項目を参照してください。 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ５１  虐待等の  禁止  共通 | （１）従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第２条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていませんか。  ≪参照≫  「児童虐待の防止等に関する法律」第２条  １　児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。  ２　児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。  ３　児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。  ４　児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 | | いない  いる | 省令第45条、第77条、第71条の14、第79条 |
| （２）虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じていますか。 | |  | 省令第45条、第77条、第71条の14、第79条 |
|  | 一　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。（委員会はテレビ電話装置等を活用する方法により開催することができる。）  ＜解釈通知　第三の３(35)①＞  ○　虐待防止委員会の役割  ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）  ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）  ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）  ○　虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可。虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。  ○　虐待防止委員会の具体的対応  ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。  イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。  ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。  エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。  オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。  カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。 | いる  いない |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ５１  虐待等の  禁止  （続き）  共通 |  | ＜解釈通知　第三の３(35)②＞  ○　事業者は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。  ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方  イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項  ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針  エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針  オ 虐待発生時の対応に関する基本方針  カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 |  |  |
| 二　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。  ＜解釈通知　第三の３(35)③＞  ○　指針を作成した事業所においては指針に基づき虐待防止の徹底を図るものとする。  ○　事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である、なお、研修の実施、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。 | いる いない |
| 三　前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。　　　（職・氏名）  虐待防止担当者  ＜解釈通知　第三の３(35)④＞  虐待防止担当者は、児童発達支援管理責任者等を配置すること。 | いる いない |
| ５２  秘密保持等  (個人情報  提供の同意)  共通 | 障害児入所施設等、障害福祉サービス事業者等、その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ていますか。  ＜解釈通知　第三の３(37)③＞  ○　従業者が障害児の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の事業者と共有するためには、あらかじめ文書により同意を得る必要があることを規定したもの  ○　この同意は、サービス提供開始時に保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りるものである  ☞　個人情報保護方針等の説明にとどまらず、「個人情報提供同意書」等により書面で同意を得てください。  　　また、ホームページへの写真掲載等は、個別の同意が必要です。 | | いる  いない | 省令第47条第3項、第77条、第71条の14、第79条 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ５３  情報の提供等  児発  放デ | （１）情報の提供  サービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っていますか。 | いる  いない | 省令第48条第1項、第77条 |
| （２）虚偽又は誇大広告  事業者について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなってはいませんか。  ※パンフレット等を作成していれば添付 | いない  いる | 省令第48条第2項、第77条 |
| ５４  利益供与等の禁止  共通 | （１）利益供与の禁止  障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又は家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいませんか。 | いない  いる | 省令第49条第1項、第77条、第71条の14、第79条 |
| （２）利益収受の禁止  障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又は家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはいませんか。 | いない  いる | 省令第49条第2項  以下準用 |
| ５５  苦情解決  共通 | （１）苦情解決のための措置  その提供したサービスに関する障害児又は保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。   |  |  | | --- | --- | | 苦情受付担当者 |  | | 苦情解決責任者 |  | | 第三者委員 |  |   ※　苦情解決体制を重要事項説明書等に記載してください。  ≪参照≫  「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」  　（平成12年6月7日付け障第452号ほか、厚生省通知）  １　事業所に「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を置く。  　　（苦情解決責任者）施設長・理事長・管理者等  　　（苦情受付担当者）職員のうち適当な者  ２　苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を図るために「第三者委員」を設置する。  ＜解釈通知　第三の３(39)①＞  ○「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所等における苦情を解決するための措置を講ずること。  ○　当該措置の概要については、保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。  ☞　第三者委員は、苦情解決に第三者が加わることで、苦情が責任者に届かなかったり、密室化することを防ぐもので、事業者と第三者的な立場にあることが重要です。  ☞　指針では、第三者委員は苦情解決を円滑・円満に図ることができる者等（例：監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など）であり、複数が望ましいとされています。なお、明文の制限はありませんが、親族は避けてください。  ☞　重要事項説明書には、苦情等相談窓口として事業所の窓口（苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員）のほか、事業所以外の窓口として、次の内容を記載してください。  ①市町村の苦情相談等の窓口  　利用者が支給決定を受けた市町村の障害福祉担当課等の名称・連絡先  ②滋賀県運営適正化委員会の窓口 | いる  いない | 省令第50条第1項、第77条、第71条の14、第79条 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ５５  苦情解決  （続き）  共通 | （２）苦情受付の記録  上記（１）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。  ＜解釈通知　第三の３(39)②＞  ○　苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録することを義務付けたもの  ○　事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきもの  ☞　苦情の受付日、苦情のポイントや対応案、対応結果を記載できる様式を定めてください。   * 直近の苦情処理の状況  |  |  |  | | --- | --- | --- | | 苦情受付年月日 | 苦情件数 | 苦情の主な内容 | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | | いる  いない | 省令第50条第2項  以下準用 |
| （３）知事等が行う調査等への協力、改善  その提供したサービスに関し、法第２１条の５の２２第１項の規定により知事等が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる  いない | 省令第50条第3項  以下準用 |
| （４）改善内容の報告  知事等からの求めがあった場合には、上記（３）の改善の内容を知事等に報告していますか。 | いる  いない | 省令第50条第4項  以下準用 |
| （５）運営適正化委員会が行う調査等への協力  社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力していますか。 | いる  いない | 省令第50条第5項  以下準用 |
| ５６  地域との  連携等  共通 | その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。  ＜解釈通知　第三の３(40)＞  ○　事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこと。 | いる  いない | 省令第51条第1項、第77条、第71条の14、第79条 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ５７  事故発生時の対応  共通 | （１）事故発生時の措置  障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。  ＜解釈通知　第三の３(41)＞  ○　障害児が安心してサービスの提供を受けられるよう、事業者はサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び障害児の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じること  ○　このほか、以下の点に留意すること  ・　サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいこと  　　また、事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと  ・　事故が生じた際にはその原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じること。  　　なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」が示されているので、参考にされたい。  ≪参照≫「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」抜粋  　　　　　（平成14年3月、福祉サービスにおける危機管理に関する検討会／厚生労働省）  第３　事故を未然に防ぐ諸方策に関する指針  ○福祉サービスの特性を踏まえた視点と具体的な対応  ・コミュニケーションの重要性  ・苦情解決への取組み  ・リスクマネジメントの視点を入れた業務の見直しと取り組みの重要性  →　事故事例やヒヤリ・ハット事例の収集と分析  第４　事故が起こってしまったときの対応指針  ○利用者本人やご家族の気持ちを考え、相手の立場に立った発想が基本 | | いる  いない | 省令第52条第1項、第77条、第71条の14、第79条 |
| （２）事故の記録  上記（１）の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。  次のうち作成しているものにチェックをしてください。  　事故報告書  　ヒヤリ・ハット事例  　事故対応（危機管理）マニュアル | | いる  いない | 省令第52条第2項  以下準用 |
| * 直近の事故発生状況  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 事故発生年月日 | 事故の概要 | 処置 | 再発防止対策 | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |  | |  |  |  |
|  |  |  |  |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | 点検 | 根拠 | |
| ５７  事故発生時の対応  （続き）  共通 | （３）損害賠償  障害児に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。  ＜解釈通知　第三の３(41)＞  ○　サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない  ○　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと | | いる  いない | 省令第52条第3項  以下準用 | |
|  | 損害賠償保険の加入  賠償すべき事態において賠償を行うための損害賠償保険に加入していますか。  ＜保険の概要を記入してください＞ | いる  いない |  | |
|  | |  |  | | --- | --- | | 賠償保険名 |  | | 主な補償内容 |  | | 加入期間 |  | |
|  | 〈参考〉過去の保険適用の事例の有無（　有　・　無　） |
| ５８  会計の区分  共通 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。  ＜解釈通知　第三の３(42)＞  ○　当該事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない | | いる  いない | 省令第53条、第77条、第71条の14、第79条 | |
| ５９  記録の整備  共通 | （１）記録の整備  従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。  ＜解釈通知　第三の３(43)＞  ○　従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録は文書により整備しておく必要があること | | いる  いない | | 省令第54条第1項、第77条、第71条の14、第79条 |
| （２）記録の保存  障害児に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、当該サービスを提供した日から５年間保存していますか。  一　サービスの提供の記録（省令第21条第1項）  二　通所支援計画  三　利用者に関する市町村への通知に係る記録（省令第35条）  四　身体拘束等の記録（省令第44条第2項）  五　苦情の内容等の記録（省令第50条第2項）  六　事故の状況及び事故に際して採った処置の記録  　（省令第52条第2項）  ＜解釈通知　第三の３(43)＞  ○　上記で規定する記録については、少なくとも５年以上保存しておかなければならないこととしたものである。 | | いる  いない | | 省令第54条第2項  以下準用 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６０  変更の届出等  共通 | （１）指定事項の変更  指定に係る事項に変更があったとき、１０日以内にその旨を知事に届け出ていますか。   * 最近の届出　　　　年　　　月　　　日   ＜変更に係る指定事項＞  ①　事業所の名称及び所在地  ②　申請者の名称・主たる事務所所在地、代表者氏名・住所  ③　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）  ④　事業所の平面図  ⑤　事業所の管理者・児童発達支援管理責任者の氏名、経歴、住所  ⑥　運営規程  ⑦　障害児通所給付費の請求に関する事項  ⑧　事業を再開したとき  ☞　指定申請書や各種届出の副本については、紛失又は散逸しないよう、整理し、保管しておいてください。 | いる  いない | 法第21条の5の20 |
| （２）事業の廃止又は休止  事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を知事に届け出ていますか。 | いる  いない |

◆　業務管理体制の整備

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | | | | 点検 | | 根拠 |
| ６１  業務管理  体制の整備  共通 | （１）業務管理体制の届出  事業所を設置する事業者ごとに、業務管理体制を整備し、県（大津市、厚生労働省に届出する以外の事業者）又は厚生労働省（事業所等が２都道府県以上にある事業者）に法令遵守責任者等、業務管理体制の届出をしていますか。　届出年月日：　　　　　　年　　　月　　　日  法令遵守責任者　　職名・氏名：  届出先：〔滋賀県　・厚労省　・その他（　　　　　　）〕 | | | | | いる  いない | | 法第21条の5の26 |
|  | 事業所等の数 | 20未満 | 20～99 | 100以上 | |  |
| 業務管理  体制の内容 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 | |  |
|  | 法令遵守規程の整備 | 法令遵守規程の整備 | |
|  |  | 業務執行状況の監査方法 | |
| 届出事項 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 | |
|  | 法令遵守規程の概要 | 法令遵守規程の概要 | |
|  |  | 業務執行状況の監査方法 | |  |
| １　法令遵守責任者（法令遵守のための体制の責任者）  ・　関係法令に精通した法務担当の責任者、もしくは代表者等  ２　法令遵守規程  ・　法令遵守のための組織、体制、具体的な活動内容（注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したマニュアル）  ３　業務執行状況の監査方法  ・　監査は内部監査・外部監査のいずれでもよく、監事・監査役等が法令に基づく法令遵守に係る監査を行っている場合は、それを当該監査とすることができます。  ・　監査は年１回行うことが望ましく、実施しない年には事業所の点検結果の報告を求めるなどに努めてください。  ☞　事業所等の数によって届出の内容が異なります。  　　事業所等の数は、指定事業所等の数を合算します。  ☞　一事業所で複数指定を受けている場合はそれぞれを数えます。  【児童福祉法】　・障害児通所支援事業所　　・障害児入所施設　　・障害児相談支援事業所 | | | | |  | |
| （２）職員への周知  業務管理体制（法令等遵守）についての方針・規程等を定め、職員に周知していますか。 | | | | | いる  いない | |
| （３）法令等遵守の取組  法令等遵守の具体的な取組を行っていますか。  ※　具体的な取り組みを行っていることにチェックしてください。  　報酬の請求等のチェックを実施  　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。  　利用者からの相談・苦情等に法令違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。  　業務管理体制についての研修を実施している。  　法令遵守規程を整備している。  　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | いる  いない | |
| （４）評価・改善等の取組  法令等遵守に係る評価・改善等の取組を行っていますか。 | | | | | いる  いない | |

◆　障害児通所給付費等の算定基準

≪参照≫

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」

　（平成24年厚生労働省告示第122号）　(注)令和4年7月13日厚生労働省告示第231号改正現在

　別表「障害児通所給付費等単位数表」

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６２  基本事項  共通 | （１）費用の算定  指定通所支援に要する費用の額は、「別表障害児通所給付費等単位表」により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定していますか。 | いる  いない | 告示一 |
| （２）金額換算の際の端数処理  （１）の規定により、サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定していますか。 | いる  いない | 告示二 |
| （３）各サービスとの算定関係  障害児通所給付費について、同一日に複数の障害児通所支援や指定入所支援に係る報酬を算定していませんか。  また、同一時間帯に児童福祉法に基づく障害児通所支援と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等に係る報酬を算定していませんか。  ＜留意事項通知　第二の1(2)＞  ○　指定入所支援に係る報酬については、１日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、指定入所支援を受けている障害児が当該入所施設から障害児通所支援を利用することについては、それらの障害児通所支援に係る所定単位数は算定できない。  ○　障害児通所支援の報酬を算定した場合、障害福祉サービスの居宅介護の報酬については当該障害児通所支援と同一時間帯でない限りにおいて算定可能である。  ○　同一日に他の障害通所支援の報酬は算定できない。 | いない  いる |  |
| （４）-1　サービス提供時間について（放デ除く）  放課後等デイサービスを除くサービス提供時間について、下限が設定されているものではないが、個々の障害児に対するアセスメントを行うことを通じて、当該障害児ごとの個別支援計画を作成しなければならないこととされていることから、計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保されていますか。 | いる  いない |  |
| （４）-2　サービス提供時間について　放デ  　　30分以下のサービス提供については報酬を算定していませんか。  ＜留意事項通知　第二の1(3)＞  ○　個々の障害児に対するサービス提供時間（送迎に係る時間は除くものとする。）は30 分を超える必要があることに留意すること。  ○　個別支援計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた就学児に対するサービス提供についてはこの限りではない。（30分を超えるサービス提供と同様に基本報酬及び加算も算定する。）  ○　標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、保護者等に対し、事前に十分説明を行う必要があること。 | いない  いる | 告示別表  第3の1注3 |

◆　障害児通所給付費等の算定基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６３  障害児通所給付費 | （１）-１児童発達支援給付費　児発（センター型に限る）  別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、サービスを行った場合に、障害児の障害種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定していますか。  ただし、地方公共団体が設置する場合は所定単位数の１０００分の９６５に相当する単位数を算定していますか。  【厚生労働大臣が定める施設基準】≪参照≫（平成24年厚生労働省告示第269号・1）  イ　児童発達支援センターにおいて支援を行う場合で、医療的ケア区分３～１の障害児について算定する場合、 次の(1) 及び(2)のいずれにも該当すること。  (1)単位ごとに置くべき児童指導員及び保育士並びに機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を４で除して得た数以上であること  (2)単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね医療的ケア区分３を算定する障害児の数、医療的ケア区分２を算定する障害児の数を２で除して得た数及び医療的ケア区分１を算定する障害児の数を３で除して得た数を合計した数以上であること。  ロ　児童発達支援センターにおいて支援を行う場合で、医療的ケア区分３～１に該当しない障害児について算定する場合、イの(1)に該当すること。  ハ　児童発達支援センターにおいて難聴児に対して支援を行う場合で、医療的ケア区分３～１の障害児について算定する場合、次の(1) 及び(2)のいずれにも該当すること。  (1)単位ごとに置くべき児童指導員及び保育士並びに言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を４で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士の員数は４以上であること。  (2)単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね医療的ケア区分３を算定する障害児の数、医療的ケア区分２を算定する障害児の数を２で除して得た数及び医療的ケア区分１を算定する障害児の数を３で除して得た数を合計した数以上であること。  ニ　児童発達支援センターにおいて難聴児に対して支援を行う場合で、医療的ケア区分３～１に該当しない障害児について算定する場合、ハの(1)に該当すること。  ホ　児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対して支援を行う場合、単位ごとに置くべき児童指導員及び保育士並びに看護職員、機能訓練担当職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を４で除して得た数以上であること。ただし、看護職員及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ１以上であること。  ≪参照≫報酬告示別表第１の１　「医療的ケア児の判定スコア表」   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 項目　/　細項目 | | 基本  ｽｺｱ | 見守りスコア | | | | 高 | 中 | 低 | | １．人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理 | | 10 | ２ | １ | ０ | | ２．気管切開の管理 | | ８ | ２ | | ０ | | ３．鼻咽頭エアウェイの管理 | | ５ | １ | | ０ | | ４．酸素療法 | | ８ | １ | | ０ | | ５．吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。） | | ８ | １ | | ０ | | ６．ネブライザーの管理 | | ３ | ０ | | | | ７．経管栄養 | ⑴ 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻 | ８ | ２ | | ０ | | ⑵ 持続経管注入ポンプ使用 | ３ | １ | | ０ | | ８．中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等） | | ８ | ２ | | ０ | | ９．皮下注射 | ⑴ 皮下注射（インスリン、麻薬等の注射を含む。） | ５ | １ | | ０ | | ⑵ 持続皮下注射ポンプの使用 | ３ | １ | | ０ | | 10．血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。） | | ３ | １ | | ０ | | 11．継続的な透析（血液透析、腹膜透析等） | | ８ | ２ | | ０ | | 12．導尿 | ⑴ 間欠的導尿 | ５ | ０ | | | | ⑵ 持続的導尿（ 尿道留置ｶﾃｰﾃﾙ、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ｽﾄｰﾏ） | ３ | １ | | ０ | | 13．排便管理 | ⑴ 消化管ストーマの使用 | ５ | １ | | ０ | | ⑵ 摘便又は洗腸 | ５ | ０ | | | | ⑶ 浣腸※ | ３ | ０ | | | | 14．痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置 | | ３ | ２ | | ０ |   ※市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器を用いて浣腸を施す場合を除く | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の1注1 |

◆　障害児通所給付費等の算定基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６３  障害児通所給付費  （続き） | ＜留意事項通知　第二の1(4の2)＞  ○　医療的ケア区分ごとの単価の取扱いについて  事業所において、医療的ケアスコアが３点以上の児童（医療的ケア児）に対して、以下に定める数の看護職員を配置して医療的ケアを提供した場合に、当該医療的ケア児の医療的ケアスコアに応じた区分（医療的ケア区分）に応じた基本報酬を算定できる。  ＜留意事項通知　第二の1(4の2)①＞  ○ 配置が必要な看護職員数  医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定に当たっては、医療的ケア区分に応じて、以下の人数の看護職員の配置を求めるものとする。  (一) 医療的ケア区分３(医療的スコアが32点以上)の医療的ケア児　１人につき看護職員をおおむね１名  (二) 医療的ケア区分２(医療的スコアが16点以上)の医療的ケア児　２人につき看護職員をおおむね１名  (三) 医療的ケア区分１(医療的スコアが3点以上)の医療的ケア児　３人につき看護職員をおおむね１名  ＜留意事項通知　第二の1(4の2)②＞  ○　算定要件となる看護職員の人数の取扱い  （一） 配置が必要な看護職員の１月間の延べ人数の算出方法  医療的ケア児１人につき医療的ケア区分に応じて必要な看護職員数（必要看護職員数）を以下のとおりとする。   |  |  | | --- | --- | | 医療的ケア区分３ | １ | | 医療的ケア区分２ | ０．５ | | 医療的ケア区分１ | ０．３３ |   当該月に事業所において医療的ケアを提供した医療的ケア児の、医療的ケア区分に応じた延べ日数を乗じる。   |  | | --- | | （例）医療的ケア区分２の医療的ケア児１人は８日利用し、医療的ケア区分１の医療的ケア児は２人のうち、１人は１０日、もう１人は１５日利用した場合  医療的ケア区分2 　 8人日×0.5人＝４人  医療的ケア区分１　 (10＋15)人日×0.33人＝8.25　→ 合計 12.25人 |   （二） 実際に配置した看護職員の一月の延べ人数の算出方法  医療的ケア児が利用した日に配置した看護職員の数（配置看護職員数）を合計するものとする。このとき、医療的ケア児にサービスを提供する時間帯を通じて配置した人員を１として数えるものとする。  ※ 医療的ケア児にサービスを提供する時間帯を通じてサービスに従事する看護職員の場合、その員数は１人となるが、提供時間帯の２分の１ずつ従事する看護職員の場合は、２人が必要となる。  ※ 医療的ケア児にサービスを提供する時間帯を通じてサービスに従事した場合に１人として数える（提供時間帯の２分の１のみ看護職員を配置し、同日の提供時間帯の２分の１には配置しなかった場合は０人とする）。  ※ 指定通所基準第５条第３項又は第第66条第３項の規定に基づき、児童指導員又は保育士の合計数に含める看護職員はこの人数に計上できないものとする。  ※ 医療的ケア児にサービスを提供する時間帯において、実際に医療的ケアを提供したかどうかは問わない。  ★配置が必要な看護職員の１月間の延べ人数（　　年　　月）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 医療的ケア区分３ |  | 人日×１　　　＝ | 人 | | 医療的ケア区分２ |  | 人日×０．５　＝ | 人 | | 医療的ケア区分１ |  | 人日×０．３３＝ | 人 | | 必要看護職員合計数 | | | 人 |   ★実際に配置した看護職員の一月の延べ人数（　　年　　月）   |  |  | | --- | --- | | 配置看護職員合計数 | 人 | |  |  |

◆　障害児通所給付費等の算定基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６３  障害児通所給付費  （続き） | ＜留意事項通知　第二の1(4の2) ③＞  ○　算定される単位数  配置看護職員合計数（配置看護職員数の１月間の延べ人数）が必要看護職員合計数（必要看護職員数の１月間の延べ人数）以上の場合に、当該月の報酬の請求において、医療的ケア児が利用した全ての日について、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定できる。  なお、配置看護職員合計数が必要看護職員合計数未満となる場合、配置看護職員数が必要看護職員数を最も下回っている日について、算出方法から除外して算出することが可能。このとき、除外した日に利用した医療的ケア児の報酬については、医療的ケア区分に応じた基本報酬ではない基本報酬を算定する。  ただし、医療的ケア児が利用した日において看護職員が配置されなかった日については、医療的ケア区分に応じた基本報酬は算定できない。この場合、医療的ケア児に係る報酬は、医療的ケア児以外の障害児について算定する基本報酬を算定する。  なお、この場合の「配置されなかった日」とは、提供時間帯の全てにわたり配置されていなかった日とするので、配置看護職員数における「配置」の考え方とは異なる点に留意すること。   |  | | --- | | （例）利用定員10人の指定児童発達支援事業所で、医療的ケア区分２の医療的ケア児を支援したときに請求する報酬  ・ 医療的ケア児にサービスを提供する時間帯を通じて看護職員が従事した日 1,885単位  ・ 医療的ケア児にサービスを提供する時間帯の一部だけ看護職員が従事した日 1,885単位  ・ 医療的ケア児にサービスを提供する時間帯を通じて看護職員が従事しなかった日 885単位 |   ※ 実際に配置した１月間の看護職員の延べ人数が、配置が必要な看護職員の１月間の延べ人数未満の場合、当該月の指定児童発達支援等に係る報酬について、医療的ケア区分に応じた基本報酬は算定できない。この場合、医療的ケア児に係る報酬は、医療的ケア児以外の障害児について算定する基本報酬を算定する。 |  |  |
| （１）-２児童発達支援給付費　児発（センター型除く）  別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、サービスを行った場合に、障害児の障害種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定していますか。  【厚生労働大臣が定める施設基準】≪参照≫（平成24年厚生労働省告示第269号・2）  イ　『主に就学前の障害児に対し支援を行う』場合で、医療的ケア区分３～１の障害児について算定する場合、次の(1) 及び(2)に該当し、又は(3)に該当する場合であって、かつ、(4)に該当すること。  (1)基準第５条第１項の基準を満たしていること。  (2)障害児のうち小学校就学前に者の占める割合が１００分の７０以上であること。  (3)基準第５条第４項の基準を満たしていること。  (4)単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね医療的ケア区分３を算定する障害児の数、医療的ケア区分２を算定する障害児の数を２で除して得た数及び医療的ケア区分１を算定する障害児の数を３で除して得た数を合計した数以上であること。  ロ　『主に就学前の障害児に対し支援を行う』場合で、医療的ケア区分３～１に該当しない障害児について算定する場合、イの(1) 及び(2)に該当し、又は(3)に該当すること。  ハ　『主に就学前の障害児に対し支援を行う』以外の場合で、医療的ケア区分３～１の障害児について算定する場合、次の(1) 及び(2)のいずれにも該当すること。  (1)基準第５条第１項の基準を満たしていること。  (2)単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね医療的ケア区分３を算定する障害児の数、医療的ケア区分２を算定する障害児の数を２で除して得た数及び医療的ケア区分１を算定する障害児の数を３で除して得た数を合計した数以上であること。  ニ『主に就学前の障害児に対し支援を行う』以外の場合で、医療的ケア区分３～１に該当しない障害児について算定する場合、基準第５条第１項の基準を満たしていること。  ホ　重症心身障害児に対して支援を行場合、基準第５条第４項の基準を満たしていること。  ★配置が必要な看護職員の１月間の延べ人数（　　年　　月）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 医療的ケア区分３ |  | 人日×１　　　＝ | 人 | | 医療的ケア区分２ |  | 人日×０．５　＝ | 人 | | 医療的ケア区分１ |  | 人日×０．３３＝ | 人 | | 必要看護職員合計数 | | | 人 |   ★実際に配置した看護職員の一月の延べ人数（　　年　　月）   |  |  | | --- | --- | | 配置看護職員合計数 | 人 | | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の1注2 |
|  |

◆　障害児通所給付費等の算定基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６３  障害児通所給付費  （続き） | （２）-１　放課後等デイサービス給付費　放デ  学校に就学している障害児に対し、授業終了後又は休業日に、指定放課後等デイサービスの単位（重症心身障害児に対するもの以外で、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして知事に届け出たものに限る。）において、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定していますか。  【厚生労働大臣が定める施設基準】≪参照≫（平成24年厚生労働省告示第269号・2）  イ　『授業終了後に３時間以上サービス提供を行う場合』及び『休業日にサービス提供を行う場合』で、医療的ケア区分３～１の障害児について算定する場合、次の(1) 又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。  (1)基準第６６条第１項の基準を満たしていること。  (2)基準第６６条第４項の基準を満たしていること。  (3)単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね医療的ケア区分３を算定する障害児の数、医療的ケア区分２を算定する障害児の数を２で除して得た数及び医療的ケア区分１を算定する障害児の数を３で除して得た数を合計した数以上であること。  ロ　『授業終了後に３時間以上サービス提供を行う場合』及び『休業日にサービス提供を行う場合』で、医療的ケア区分３～１に該当しない障害児について算定する場合、イの(1) 又は(2)に該当すること。  ハ　『授業終了後に３時間未満のサービス提供を行う場合』で、医療的ケア区分３～１の障害児について算定する場合、次の(1) から(3)までのいずれにも該当すること。  (1)基準第５条第１項の基準を満たしていること。  (2)サービス提供時間が３時間未満であること。  (3)単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね医療的ケア区分３を算定する障害児の数、医療的ケア区分２を算定する障害児の数を２で除して得た数及び医療的ケア区分１を算定する障害児の数を３で除して得た数を合計した数以上であること。  ニ　『授業終了後に３時間未満のサービス提供を行う場合』で、医療的ケア区分３～１に該当しない障害児について算定する場合、ハの(1)及び(2)の基準を満たしていること。 | いる  いない | 告示別表  第3の1ｲ,ﾛ,ﾊ  第3の1注1,2 |
|  | ＜留意事項通知　第二の2(3)①(一の二)(ⅱ）＞  ○　ここでいう「提供時間」は、運営規程等に定める標準的なサービス提供時間に１日に設置される単位の数を乗じた数とする。  （例１）Ａ　標準的なサービス提供時間：４時間  　　　　Ｂ　１日に設置される単位の数：１単位  　　　　提供時間：Ａ×Ｂ＝４時間  （例２）Ａ　標準的なサービス提供時間：２時間  　　　　Ｂ　１日に設置される単位の数：２単位  　　　　提供時間：Ａ×Ｂ＝４時間  ★配置が必要な看護職員の１月間の延べ人数（　　年　　月）   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 医療的ケア区分３ |  | 人日×１　　　＝ | 人 | | 医療的ケア区分２ |  | 人日×０．５　＝ | 人 | | 医療的ケア区分１ |  | 人日×０．３３＝ | 人 | | 必要看護職員合計数 | | | 人 |   ★実際に配置した看護職員の一月の延べ人数（　　年　　月）   |  |  | | --- | --- | | 配置看護職員合計数 | 人 | |  |  |
|  | （２）-２　放課後等デイサービス給付費　放デ  　　学校に就学している障害児に対し、授業終了後又は休業日に、指定放課後等デイサービスの単位（重度心身障害児に対するもの）にサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定していますか。 | いる  いない |  |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６３  障害児通所給付費  （続き） | （３）居宅訪問型児童発達支援給付費　居訪  居宅訪問型児童発達支援事業所において、サービスを行った場合に、所定単位数を算定していますか。 | いる  いない | 告示別表  第4の1注1 |
| （４）保育所等訪問支援給付費　保訪  保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、所定単位数を算定していますか。 | いる  いない | 告示別表  第5の1注1 |
| （５）訪問支援員特別加算　居訪 保訪  専門性の高い職員を配置するものとして知事に届け出た居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、所定単位数を算定していますか。  ＜留意事項通知　第二の2(4)①,(5)①＞  ○　本加算（専門職員が支援を行う場合）については、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業若しくはこれらに準ずる事業の従業者等又は障害児入所施設又はこれに準ずる施設の従業者等であって、次の①又は②のいずれかの職員が配置されているものとして知事に届け出た事業所について加算するもの。  ①　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援業務、相談支援業務等に５年以上従事した者  ②　障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務等に１０年以上従事した者 | いる  いない | 告示別表  第4の1注2  第5の1注1の2 |
| （６）定員超過利用減算　児発 放デ  障害児の数が、次の①又は②のいずれかの定員超過利用に該当する場合、所定単位数に厚生労働大臣が定める割合を乗じて算定（減算）していますか。  ※　災害等やむを得ない事由での受入れを除く。  【厚生労働大臣が定める基準及び割合】  　≪参照≫（平成24年厚生労働省告示第271号）  ○障害児の数の基準  ① 過去３月間の利用実績による減算の取扱い  過去３月間の障害児の数の平均値が、次のア又はイに定める場合に該当する場合、当該１月間について障害児全員分につき減算  ア　利用定員１１人以下  　　定員数に３を加えた数を超える場合  イ　利用定員１２人以上  　　定員数に100分の125を乗じた数を超える場合  ② １日当たりの利用実績による減算の取扱い  １日の障害児の数が、次のア又はイに定める場合に該当する場合、当該１日について障害児全員につき減算  ア　利用定員５０人以下  　　定員数に100分の150を乗じて得た数を超える場合  イ　利用定員５１人以上  定員数から50を控除した数に100分の125を乗じて得た数に25を加えた数を超える場合  ○単位数に乗じる割合　　１００分の７０ | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の1注3(1)  第3の1注4(1) |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ６３  障害児通所給付費  （続き） | （７）人員欠如減算  従業者の員数が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合（配置すべき員数を下回っている場合）に、別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定（減算）していますか。  【厚生労働大臣が定める基準及び割合】  　≪参照≫（平成24年厚生労働省告示第271号）  ○児童指導員又は保育士の員数を満たしていないこと　　１００分の７０  ○児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと  　１００分の７０（５月以上継続の場合は１００分の５０） | |  | 告示別表  第1の1注3(1)  第3の1注4(1)  第4の1注3(1)  第5の1注2(3) |
|  | ア　児童指導員及び保育士の欠如減算　児発 放デ  ＜留意事項通知　第二の1(6)＞  ①対象となる支援  　・児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く）  ・放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く）  ②算定される単位数  ・減算が適用される月から３月未満  →所定単位数の１００分の７０  ・減算が適用される月から３月目以降  　　　→所定単位数の１００分の５０  ③減算の具体的取扱い  配置すべき従業者について、人員基準を満たしていない場合、人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算  ・１割を超えて欠如した場合  　 　 →その翌月から算定  ・１割の範囲内で欠如した場合、常勤又は専従など従業者の員数以外の要件を満たしていない場合  →その翌々月から算定 | いる  いない  該当なし |
| イ　児童発達支援管理責任者欠如減算　共通  ＜留意事項通知　第二の1(6)＞  ①対象となる支援  　・児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く）  ・放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く）  　・居宅訪問型児童発達支援  ・保育所等訪問支援  ②算定される単位数  ・減算が適用される月から５月未満  →所定単位数の１００分の７０  ・減算の適用から５月目以降  　　　　→所定単位数の１００分の５０  ③減算の具体的取扱い  人員基準を満たしていない場合、人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算 → その翌々月から算定  　(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く) | いる  いない  該当なし |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６３  障害児通所給付費  （続き） | （８）個別支援計画未作成減算　共通  サービスの提供に当たって、個別支援計画が作成されていない場合に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて算定（減算）していますか。  (一)　個別支援計画が作成されていない期間が３月未満の場合  　　　１００分の７０  (二)　個別支援計画が作成されていない期間が３月以上の場合  　　　１００分の５０  ＜留意事項通知　第二の1(7)＞  ○　次のいずれかに該当する月から、当該状態が解消されるに至った月の前月まで、該当する障害児につき減算  (一) 児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと  (二) 指定基準に規定する個別支援計画に係る一連の業務（計画作成・保護者等への説明・文書による同意・計画を交付）が適切に行われていないこと | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の1注3(2)  第3の1注4(2)  第4の1注3(2)  第5の1注2(1) |
| （９）自己評価結果等未公表減算　児発 放デ  児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所において、提供するサービスの質の評価及び改善の内容（自己評価結果等）について、指定通所基準の規定に基づき公表したものとして知事に届け出ていない場合に、所定単位数の１００分の８５に相当する単位数を算定（減算）していますか。  →「サービスの取扱方針」の項目を参照 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の1注3(3)  第3の1注4(3) |
| （10）同一日に複数支援した場合の減算　保訪  保育所等訪問支援事業所において、同一日に同一場所で複数の障害児にサービスを提供した場合に、所定単位数の１００分の  ９３に相当する単位数を算定（減算）していますか。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第5の1注2(2) |
| （11）開所時間減算　児発 放デ  営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定していますか。（営業時間の時間数が、次の①又は②いずれかに該当する場合に、所定単位数に厚生労働大臣が定める割合を乗じて算定（減算）するもの。）  【厚生労働大臣が定める基準及び割合】  　≪参照≫（平成24年厚生労働省告示第271号・1）  ①営業時間が４時間以上６時間未満の場合（放課後等デイサービスにおける授業終了後に行う場合を除く）　１００分の８５  ②営業時間が４時間未満の場合（放課後等デイサービスにおける授業終了後に行う場合を除く）　　　　　　１００分の７０  ＜留意事項通知　第二の2(1)①(六),③(四)＞  ○「営業時間」には送迎に要する時間は含まれないもの  ○　個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、開所しているが障害児の事情等によりサービス提供時間が４時間未満となった場合は減算の対象とならないこと | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の1注4  第3の1注5 |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６３  障害児通所給付費  （続き） | （12）特別地域加算　居訪 保訪  居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援事業所において、厚生労働大臣が定める地域の利用者※に対して、事業所の訪問支援員がサービスを行った場合に、１回につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。  ※・居訪 →厚生労働大臣が定める地域に居住している障害児  　 ・保訪 →厚生労働大臣が定める地域にある保育所等  【厚生労働大臣が定める地域】  　≪参照≫（平成21年厚生労働省告示第176号）  特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく特定農山村地域　：　木戸学区、小松学区  ＜留意事項通知　第二の2(4)②,(5)②＞  ○　運営規程に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供した場合、指定基準で規定する交通費の支払いを受けることはできない。  　　→「利用者負担額等の受領」の項目を参照 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第4の1注2  第5の1注3 |
| （13）身体拘束廃止未実施減算　共通  指定通所基準第44条第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算していますか。  ＜留意事項通知　第二の2(1)①(９)＞  ○　複数の減算事由に該当する場合であっても、１日につき５単位を所定単位数から減算する。  ○　当該減算については、次の（一）から（四）に掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を知事に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算する。  （一）身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点に留意すること。  （二）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない場合、具体的には、１年に１回以上開催していない場合。  （三） 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。  （四） 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合、具体的には、研修を年１回以上実施していない場合。  ＜令和3年度報酬改定等に関するQ&A　VOL.1　問18、19＞  ○　身体拘束適正化委員会の開催及び研修の実施について、「年に1回」とは、直近1年で考える。  ○　実地指導等において不適切な取扱いが判明した場合の減算適用は、運営基準を満たしていない状況が確認された時点から翌月となる。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の1注5  第3の1注6  第4の1注5  第5の1注4 |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６３  障害児通所給付費  （続き） | （14）児童指導員等加配加算　児発 放デ  常時見守りが必要な障害児に対する支援や、障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るために、給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは厚生労働大臣が別に定める基準に適合する専門職員（理学療法士等）、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者若しくは厚生労働大臣が別に定める基準に適合する者（児童指導員等）又はその他の従業者を１以上配置しているものとして知事に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、利用定員に応じ、１日につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。  （　理学療法士等を配置　・　児童指導員等を配置　・  その他の従業者を配置　）  【厚生労働大臣が定める基準に適合する者を加えた加配職員】  ①理学療法士等  　・理学療法士　・作業療法士　・言語聴覚士  　・保育士　・心理指導担当職員　・視覚障害学科履修者等  ②児童指導員等  　・児童指導員、手話通訳士、手話通訳者  　・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者  ③その他の従業者（上記以外の直接処遇職員）  ＜留意事項通知　第二の2(1)④＞  ○　給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を１名以上配置（常勤換算による算定）していること。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | ▼直近月の実績を記入してください。　　　（令和　　　年　　月実績） | | | | | | 必要な員数 | 定員超過している日については障害児の数に対応する従業者の員数を加えること | （常勤換算） | 人 | | | 【例】常勤時間8時間/日の事業所で利用定員10人、開所日数が20日の事業所で、５日間定員超過（11～15人）、がある場合  →((2人×8Ｈ×20日)＋(1人×8Ｈ×5日)＋(1人×8Ｈ×20日))  ÷(1人×8Ｈ×20日)＝3.25 | | | | | | 従業者の総数 | | （常勤換算） | | 人 |   ☞　サービス提供時間だけ必要な職員配置をしている事例があります。営業時間を通じて人員基準を遵守する必要があります（サービス提供時間や児童がいる時間だけの配置では不可）。また、児童指導員等配置加算の要件は「人員基準上必要な員数に加え・・・」となっているので、サービス提供時間や児童がいる時間の配置のみでは人員基準を満たしているとは言えず加算算定できません。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の1注8  第3の1注7 |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６３  障害児通所給付費  （続き） | （15）-1　専門的支援加算　児発  理学療法士等（保育士にあっては、保育士として５年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として５年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、給付費の算定に必要となる従業者の員数（児童指導員等加配加算を算定している場合は児童指導員等加配加算の算定に必要となる従業者の員数を含む）に加え、理学療法士等（保育士にあっては、保育士として５年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は５年以上児童福祉事業に従事した児童指導員を常勤換算により１以上配置しているものとして知事に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、利用定員に応じ、１日につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。  （　理学療法士等を配置　・　児童指導員を配置　）  ＜留意事項通知　第二の2(1)④の2＞  ○　個別支援計画を作成していない場合、当該作成していない障害児については算定不可  ＜留意事項通知　第二の2(1)④(六)＞  ○　理学療法士等の加算を算定するに当たっては、理学療法士等を１名以上配置（常勤換算による算定）する必要がある。このとき、理学療法士と作業療法士等異なる職種の配置により常勤換算で１名以上とすることも可能とする。なお、理学療法士等と児童指導員等のように、算定する報酬区分が異なる場合は、以下のとおりとする。  ・ 理学療法士等と児童指導員等により常勤換算で１名以上とする場合 児童指導員等の報酬を算定。  ・ 理学療法士等とその他の従業者により常勤換算で１名以上とする場合 その他の従業者の報酬を算定。  ・ 児童指導員等とその他の従業者により常勤換算で１名以上とする場合 その他の従業者の報酬を算定。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の1注9 |
| （15）-2　専門的支援加算　放デ  理学療法士等（保育士を除く）による支援が必要な就学児に対する支援及びその就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、給付費の算定に必要となる従業者の員数（児童指導員等加配加算を算定している場合は児童指導員等加配加算の算定に必要となる従業者の員数を含む）に加え、理学療法士等を常勤換算により１以上配置しているものとして知事に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、利用定員に応じ、１日につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。  ＜留意事項通知　第二の2(3)③＞  ○　児童指導員加配加算と異なり、本加算では、保育士を配置した場合は算定対象にならない。  ○　個別支援計画を作成していない場合、当該作成していない障害児については算定できない。  ＜留意事項通知　第二の2(1)④(六)＞  ○ 理学療法士等の加算を算定するに当たっては、理学療法士等を１名以上配置（常勤換算による算定）する必要がある。このとき、理学療法士と作業療法士等異なる職種の配置により常勤換算で１名以上とすることも可能とする。なお、理学療法士等と児童指導員等のように、算定する報酬区分が異なる場合は、以下のとおりとする。  ・ 理学療法士等と児童指導員等により常勤換算で１名以上とする場合 児童指導員等の報酬を算定。  ・ 理学療法士等とその他の従業者により常勤換算で１名以上とする場合 その他の従業者の報酬を算定。  ・ 児童指導員等とその他の従業者により常勤換算で１名以上とする場合 その他の従業者の報酬を算定。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第3の1注8 |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ６３  障害児通所給付費  （続き） | （16）看護職員加配加算　児発 放デ  別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、知事に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、看護職員加配加算として、１日につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次のいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。 | | 《Ｒ０３見直し》  ・主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所の看護職員加配加算は廃止 | 告示別表  第1の1注10  第3の1注9 |
| ＜留意事項通知　第二の２(1)④の3＞  ○看護職員加配加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）については、いずれか１つを算定するものであること。  ○医療的ケアスコアの合計の点数の算出方法  事業所を利用する医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアに当該医療的ケア児の当該年度の前年度の延べ利用日数を乗じ、当該数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする（小数点第２位以下を切り上げ） | 看護職員加配加算（Ⅰ）    【厚生労働大臣が定める施設基準】  ≪参照≫（平成24年厚生労働省告示第269号・3ｲ）  ○　次の(1)及び(2)に該当すること  (1)主として重症心身障害児を通わせる事業所であって、給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を常勤換算で１以上配置し、かつ、別表第１の１の表（スコア表）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が40点以上であること。  (2)スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対してサービスを提供することができる旨を公表していること。医療的ケアが必要な障害児に対してサービスを提供することができる旨を公表していること。  ＜留意事項通知　第二の２(1)④の3＞  ○公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。 | いる  いない  該当なし |
| 看護職員加配加算（Ⅱ）  【厚生労働大臣が定める施設基準】  ≪参照≫（平成24年厚生労働省告示第269号・3ﾛ）  ○　次の(1)及び(2)に該当すること  (1) 主として重症心身障害児を通わせる事業所であって、給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を常勤換算で２以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が72点以上であること。  (2) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対してサービスを提供することができる旨を公表していること。 | いる  いない  該当なし |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６４  初回加算  保訪 | 保育所等訪問支援事業所において、新規に個別支援計画を作成した障害児に対して、当該事業所の訪問支援員が初めて又は初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、１月につき所定単位数を加算していますか。  ＜留意事項通知　第二の2(5)④＞  ○　利用の初期段階においては、訪問先等との連絡調整等に手間を要することから、支援の開始月において算定できるものであること。ただし、当該障害児が過去６月間に、当該事業所を利用したことがない場合に限り算定できる。  ○　児童発達支援管理責任者が同行した場合については、同行訪問した旨を記録するものとする。この場合において、当該児童発達支援管理責任者は、サービスの提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、障害児の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第5の1の2 |
| ６５  家庭連携  加算  児発  放デ  保訪 | （１）児童発達支援、放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、１月につき４回を限度として、その内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算していますか。  ☞　相談援助等の内容は記録として残してください。  ＜留意事項通知　第二の2(1)⑤＞  ○　 保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ保護者の同意を得た上で障害児の居宅を訪問し、相談援助等の支援を行った場合に、１回の訪問に要した時間に応じ算定するもの。  ○　保育所又は学校等の障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的と認められる場合について、当該保育所等及び保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、相談援助等の支援を行った場合にこの加算を算定して差し支えない。  ○　この場合、保育所等の職員（当該障害児に対し、常時接する者）との緊密な連携を図ること。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  《Ｒ０３見直し》  ・訪問支援特別加算の家庭連携加算への統合  第1の2  第3の2 |
| （２）保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、１月につき２回を限度として、その内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算していますか。  ☞　相談援助等の内容は記録として残してください。  ＜留意事項通知　第二の2(5)④＞  ○　保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、１回の訪問に要した時間に応じ、算定するもの。  ○　保育所又は学校等の訪問先において、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合は算定できない。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第5の1の3 |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ６６  事業所内  相談支援  加算  児発  放デ | 事業所において従業者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、以下の（Ⅰ）、（Ⅱ）それぞれを１月につき１回を限度として、所定単位数を加算していますか。  ＜留意事項通知　第二の2(1)⑥＞  ○　あらかじめ保護者の同意を得た上で、障害児への療育に関する相談援助を行った場合（次のア又はイのいずれかに該当する場合を除く。）に、月１回に限り算定するもの。  ア　相談援助が３０分に満たない場合  イ　同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所内相談支援加算（Ⅱ）を算定している場合  ○　相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。  ○　相談援助は、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。  ○　相談援助の内容から、障害児を同席させることが望ましくない場合等、障害児の保護者のみを対象としても、障害児への療育に関する相談援助が可能な場合は、保護者のみに相談援助を行うことをもって算定できるものとする。なお、本加算は障害児に事業所においてサービスを行った日と異なる日に相談援助を実施した場合も算定できるものとする。ただし、障害児にサービスを提供していない月においては算定できないものとする。 | | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の2の2  第3の2の2 |
|  | 事業所内相談支援加算（Ⅰ）　個別の場合 |
|  | 事業所内相談支援加算（Ⅱ）　グループの場合  ＜留意事項通知　第二の2(1)⑥の2＞  ○　あらかじめ保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を、当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合（次のア又はイに該当する場合を除く。）に月１回に限り算定するもの。  ア　相談援助が３０分に満たない場合  イ　同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所内相談支援加算（Ⅰ）を算定している場合  ○　相談支援を行う対象者は、2人～8人までを１組として行うものとする。なお、障害児及びその家族等が同一世帯から複数人参加する場合は、１として数えるものとする。  ○　相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。  ○　相談援助は、必ずしも事業所内で行う必要はないが、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。  ○　相談援助の内容から、障害児を同席させることが望ましくない場合等、当該障害児の保護者のみを対象としても、障害児への療育に関する相談援助が可能な場合は、保護者のみに相談援助を行うことをもって算定できるものとする。なお、本加算は障害児に事業所においてサービスを行った日と異なる日に相談援助を実施した場合も算定できるものとする。ただし、当該障害児にサービスを提供していない月においては算定できないものとする。 |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ６７  食事提供加算  児発（ｾﾝﾀｰ型に限る） | 児童発達支援センターにおいて通所給付決定に係る障害児に対し食事を提供した場合に１日につき所定単位数を加算する。 | | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の3 |
| ＜留意事項通知　第二の2(1)⑦＞  ○　食事提供加算については、児童発達支援センター内の調理室を使用して原則として当該施設が自ら調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事に関する業務を当該施設の最終的責任者の下で第三者に委託することは差し支えない。  ○　ただし当該調理委託が行えるのは施設内の調理室を使用して調理させる場合に限り、施設外で調理し、搬入する方法は認められないものであること。また出前の方法や市販の弁当を購入して障害児に提供するような方法も認められない。 | 食事提供加算（Ⅰ）  中間所得者に係る障害児に対し支援を行った場合 |
| 食事提供加算（Ⅱ）  低所得者に係る障害児に対し支援を行った場合 |
|  |  |  |  |
| ６８  通所施設  移行支援  加算  居訪 | 居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、サービスを利用する障害児に対して、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は指定障害福祉サービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算していますか。  ☞　相談援助等の内容は記録として残してください。  ＜留意事項通知　第二の2(4)③＞  ○　サービスを利用する障害児が通所支援事業所に移行していくため、移行先との連絡調整や移行後に障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に加算するものであること。  ○　本加算の対象となるサービスを行った場合は、サービスを行った日及びサービスの内容の要点に関する記録を行うこと。 | | いる  いない  該当なし | 告示別表  第4の2 |
| ６９  利用者負担上限額管理  加算  共通 | 保護者から依頼を受け、指定基準第24条の規定により、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算していますか。  ＜留意事項通知　第二の2(1)⑧＞  ○　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担額合計額の管理を行う事業所以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所が保護者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。  ○　負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。 | | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の4  第3の3  第4の3  第5の2 |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ７０  福祉専門  職員配置等  加算  児発  放デ | 指定基準の規定により置くべき児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、一定の条件に該当するものとして知事に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。  ＜留意事項通知　第二の2(1)⑨＞  ○「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。 | | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の5  第3の4 |
|  | 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）  児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が１００分の３５以上であるもの |
| 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）  児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が１００分の２５以上であるもの |
| 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）  次のいずれかに該当するもの  (1) 児童指導員又は保育士として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているもの割合が１００分の７５以上  (2) 児童指導員又は保育士として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事しているもの割合が１００分の３０以上 |
| ７１  栄養士配置加算  児発（ｾﾝﾀｰ型に限る） | 管理栄養士又は栄養士を配置し一定の条件に該当するものとして知事に届け出た事業所において、利用定員に応じ１日につき所定単位数を加算していますか。 | | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の6 |
|  | 栄養士配置加算（Ⅰ）  次のいずれにも該当するもの  (1)　常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること  (2)　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること |
| 栄養士配置加算（Ⅱ）  次のいずれにも該当するもの  (1)　管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること  (2)　障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること |
| ＜留意事項通知　第二の2(1)⑩＞  ○　栄養士配置加算(Ⅰ)の算定に当たっては常勤の管理栄養士又は栄養士を、栄養士配置加算(Ⅱ)の算定にあたっては非常勤の管理栄養士又は栄養士が配置されていることが必要である。なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できない。 | |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ７２  欠席時  対応加算  児発  放デ | （１）欠席時対応加算（Ⅰ）児発 放デ  サービスを利用する障害児が、あらかじめ事業所の利用を予定した日に、急病等により利用を中止した場合において、従業者が、障害児又は家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児等の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定していますか。  ※　主として重症心身障害児を通わせる事業所の場合、１月の利用者数が定員の８０％に満たない場合は、１月に８回を限度として算定可。  ＜留意事項通知　第二の2(1)⑪＞  ○　急病等により利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。  ○　「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該支援の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 | いる  いない  該当なし  ☞　「欠席」の記録のみでは算定できません。利用者名・連絡受付日・中止日・中止理由に加え、相談援助として行った内容を記録してください。（内容を記載できる様式を作成し、専用のファイル等で残しておくことをお勧めしています。） | 告示別表  第1の7  第3の5 |
| （２）欠席時対応加算（Ⅱ）放デ  サービスを利用する障害児が、事業所の利用した日において、急病等により、その利用を中断し、利用したサービスの提供時間が３０分以下となった場合において、従業者が、障害児の状況、提供した支援内容等を記録した場合に、所定単位数を算定していますか。  ※　個別支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために提供時間が３０分以下の放課後等デイサービス等が必要であると市が認めた障害児に対して、提供時間が３０分以下のサービスを行った場合は算定しない。  ＜留意事項通知　第二の2(3)⑪の2＞  ○ 加算の算定に当たっては、就学児の当日の急病等、利用日の前日まで事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止した場合について算定可能。  ○　障害の特性から、30分を超えた利用ができない日があったとしても、それは、ここでいう急病等には該当しないものとする。そうした特性が頻繁に生じる就学児については、あらかじめ市町村に協議を行い、個別支援計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた上で、30分を超えて支援したときの報酬を請求すること。  ○　本加算における30分以下とは、サービス開始時間から、従業者による支援（急遽体調不良になった就学児が休憩しているときの見守り等を含む。）の終了時間までが30 分以下であるものであり、送迎中の時間は含まない。  ○　個別支援計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた就学児が、当日の急病等、利用日の前日まで事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止した場合は、本加算を算定せず、基本報酬を算定する。 | いる  いない  該当なし |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ７３  特別支援  加算  児発  放デ | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、知事に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するサービスを行った場合に、サービスを受けた障害児１人に対し、１日につき所定単位数を加算していますか。  【厚生労働大臣が定める施設基準】  　≪参照≫（平成24年厚生労働省告示第269号・4）  ○　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員、看護職員又は視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置していること。  ただし、医療的ケア区分３～１の基本報酬を算定する事業所にあっては看護職員を除く。  ○　心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。  ○ 心理指導を行うための部屋及び必要な設備を有すること。  【厚生労働省が定める基準】  　≪参照≫（平成24年厚生労働省告示第270号・1の3）  ○　加算対象児に係る個別支援計画を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（特別支援計画）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。  ○　特別支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該特別支援計画の見直しを行うこと。  ○　特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る保護者及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。  ○　加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。  ＜留意事項通知　第二の2(1)⑫＞  ○　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員、看護職員又は視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置し、計画的に行う機能訓練又は心理指導（特別支援）について算定  ○　次に該当する場合は算定できない。  ・　難聴児に対する、言語聴覚士による訓練  ・　重症心身障害児に対する、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は看護職員による訓練  ・　児童指導員等加配加算により理学療法士等（保育士除く）を配置している場合  ・　専門的支援加算により理学療法士等（５年以上児童福祉事業に従事した保育士を除く。）を配置している場合 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の8  第3の6 |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ７４  個別サポート加算  児発  放デ | （１）個別サポート加算（Ⅰ）  別に厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある児童に対しサービスを行った場合に、サービスを受けた障害児１人に対し、１日につき所定単位数を加算していますか。  ※主として重症心身障害児にサービスを提供している場合は、加算しない。  ＜留意事項通知　第二の2(1)⑫の2＞  著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児への支援を充実させる観点から、乳幼児等サポート調査表のうち、以下の（一）又は（二）に該当すると市が認めた障害児について評価を行うものであること。  （一）４歳未満であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、２以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当すること。なお、市町村が認めるときに障害児が３歳以上であった場合は、（二）に該当する必要があるものとする。  （二）３歳以上であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、１以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当し、かつ、同表の食事、排せつ、入浴及び移動以外の項目のうち、１以上の項目についてほぼ毎日支援が必要又は週に１回以上支援が必要の区分に該当すること。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の9  第3の7 |
| （２）個別サポート加算（Ⅱ）  要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、サービスを行う必要があるものに対し、事業所においてサービス等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。  ＜留意事項通知　第二の2(1)⑫の2＞  要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師との連携を行う場合に評価を行うものであり、以下のとおり取り扱うこととする。ただし、これらの支援の必要性について、保護者に説明することが適当ではない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、本加算の算定について慎重に検討すること。  （一）児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師（連携先機関等）と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。  （二）連携先機関等との共有は、年に１回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。なお、ここでいう文書は、連携先機関等が作成した文書又は事業所が作成した文書であって、連携先機関等と共有するなど、事業所と連携先機関等の双方で共有しているものであり、単に事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象とならない。  （三）連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、個別支援計画に位置づけ、保護者の同意を得ること。  （四）市から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。  個別サポート加算（Ⅱ）の取り扱いについて（令和3年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）  ○　あくまで事業所に現に生じている費用を報酬上手当てしようとするものであり、事業所に従来以上の新たな役割を担うことを推進する目的で創設したものではない。  ○　支援の内容は児童・家庭により様々な内容になるため一律の要件は設けないが、加算の趣旨を踏まえた手厚い支援の内容について個別支援計画に記載する。  ○　連携先機関等は全ての関係機関と連携することを求めるものではないがいずれかの機関と連携すること。  ○　医師との連携に当たっては保護者等への支援の必要性について文書で把握しておくこと。費用は事業所負担。患者の同意が必要。  ○　連携先機関と連携した支援の必要性を共有できない場合、加算算定対象の要支援児童等には該当しない。  ○　個別支援計画に位置づけ保護者の同意を得る際、保護者の心情に十分留意すること。  ○　計画には養育環境等も含めた課題や課題に対する支援内容を記載すること。  ○　加算は連携先機関等と連携して支援を行う必要性がある間は算定できる。個別支援計画の見直しの際に、連携先機関等と連携して支援する必要性についても見直しを行うこと。また、見直し後も支援を必要とする場合保護者の同意を得ること。 | いる  いない  該当なし |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ７５  強度行動  障害児支援加算  児発  放デ | 強度の行動障害を有する児童に対し、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置したものとして知事に届け出た事業所において、サービス提供を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。  ＜報酬改定Ｑ＆Ａ＞  ○　加算の算定対象となる障害児は、通所報酬告示に規定する強度行動障害スコアを用いて、市町村が判断する。 | | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の8の2  第3の6の2 |
| ７６  医療連携  体制加算  児発  放デ | 医療機関との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が、障害児の看護を行った場合や、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。  ※　看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。 | | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の10  第3の8 |
|  | 医療連携体制加算（Ⅰ）  医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し１回の訪問につき８人を限度として加算  ※　基本報酬において医療的ケア区分３～１及び、主に重症心身障害児に対してサービスを提供する場合の報酬を算定している障害児については当該加算を算定できない。 |
| 医療連携体制加算（Ⅱ）  医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し、１回の訪問につき８人を限度として加算  ※　基本報酬において医療的ケア区分３～１及び、主に重症心身障害児に対してサービスを提供する場合の報酬を算定している障害児については当該加算を算定できない。 |
| 医療連携体制加算（Ⅲ）  医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し、１回の訪問につき８人を限度として加算  ※　基本報酬において医療的ケア区分３～１及び、主に重症心身障害児に対してサービスを提供する場合の報酬を算定している障害児については当該加算を算定できない。 |
| 医療連携体制加算（Ⅳ）  医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して４時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し、１回の訪問につき８人を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、加算  ※　医療連携体制加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれか又は基本報酬において医療的ケア区分３～１や主に重症心身障害児に対してサービスを提供する場合の報酬を算定している障害児については当該加算を算定できない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が３人以上利用している事業所にあっては、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定することを原則とする。 |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ７６  医療連携  体制加算  （続き）  児発  放デ | ＜留意事項通知　第二の2(1)⑬＞  ○　あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。この支援は事業所として行うものであるから当該障害児の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、障害児ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。なお、当該障害児主治医と十分に障害児に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、当該障害児の主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。  ○ 看護の提供においては、当該障害児の主治医の指示の受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該障害児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。  ○ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けて支援の提供を行うこと。  ○ 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は事業所が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。  ○　医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅴ）について、看護職員１人が看護することが可能な障害児数は、以下のとおり。  ア　医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)を算定する利用者全体で８人を限度。  イ　医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)を算定する障害児全体で８人を限度。  ウ ア及びイの障害児数について、合算する必要はなく、それぞれについて８人を限度に算定可能であること。  ○　医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における看護の提供時間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間については、連続した時間である必要はなく、１日における訪問時間を合算したものであること。 | 医療連携体制加算（Ⅴ）  医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して４時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し、１回の訪問につき８人を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、加算  ※　医療連携体制加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれか又は基本報酬において医療的ケア区分３～１や主に重症心身障害児に対してサービスを提供する場合の報酬を算定している障害児については当該加算を算定できない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が３人以上利用している事業所にあっては、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定することを原則とする。 |  |  |
| 医療連携体制加算（Ⅵ）  医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し加算  ※　基本報酬において医療的ケア区分３～１及び、主に重症心身障害児に対してサービスを提供する場合の報酬を算定している場合は当該加算を算定できない。 |
| 医療連携体制加算（Ⅶ）  喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児１人に対し加算  ※　医療連携体制加算(Ⅰ)～(Ⅴ)及び基本報酬において医療的ケア区分３～１や主に重症心身障害児に対してサービスを提供する場合の報酬を算定している障害児については当該加算を算定できない。 |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ７７  送迎加算  児発  放デ | （１）障害児（重症心身障害児を除く）に対して行う場合  障害児（重症心身障害児を除く。）に対して、居宅等と事業所等（放課後等デイサービスは「居宅等又は障害児が通学している学校と事業所等」）との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算していますか。  　※　「児童発達支援センターにおいて障害児に対し児童発達支援を行う場合」及び「児童発達支援センターにおいて難聴児に対し児童発達支援を行う場合」の基本報酬区分を算定している場合は、基本報酬で評価されているため、当該加算は算定できません。  ＜留意事項通知　第二の2(1)⑭,(3)⑪＞  ○　放課後等デイサービスにおいて、就学児へのサービス時間が30 分以下の場合であって、基本報酬の算定ができない場合及び欠席時対応加算（Ⅱ）を算定している場合は、本加算は算定できない。  ○　放課後等デイサービスにおける送迎については、通所する際の道路等の安全性、就学児の年齢、能力及び公共交通機関がない等の地域の実情等を考慮して判断するものとする。このとき、自ら通所することが可能な就学児の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することとする。  ○　送迎については、事業所と居宅（又は学校）間の送迎のほか、利用者の利便性も考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えない。保護者同意の上、特定の場所を定めておく必要がある。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の11注1  第3の9注1 |
| （１）の２　医療的ケア区分３～１の基本報酬を算定する事業所  医療的ケア区分３～１の基本報酬を算定する事業所において、事業所の看護職員を伴い、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して、その居宅等と事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算していますか。  ＜留意事項通知　第二の2(1)⑭,(3)⑪＞  ○　対象となる障害児は基本的には医療的ケア児を想定しているが、令和３年４月から令和４年６月までの間は、医療的ケアスコアの判定がされていない場合があるため、医療的ケアスコアの判定がされてない場合についても、特定行為が必要な障害児については対象として差し支えない。  ☞ （１）の所定単位数に加え、更に加算を算定するもの。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の11注1の2  第3の9注1の2 |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ７７  送迎加算  （続き）  児発  放デ | （２）重症心身障害児に対して行う場合  厚生労働省が定める施設基準に適合するものとして知事に届け出た事業所において、重症心身障害児に対して、送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算していますか。  【厚生労働大臣が定める施設基準】  　≪参照≫「厚生労働大臣が定める施設基準」  　　　　　（平成24年厚生労働省告示第269号）  ○　送迎の際に、運転手に加え、指定基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を１以上配置していること。  ＜留意事項通知　第二の2(1)⑭,(3)⑪＞  ○　重症心身障害児の送迎については基本報酬で評価されているところであるため、本加算においては、送迎にあたり、運転手に加えて指定基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を１以上配置している場合に算定を行うものであること。なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引を行うことができる職員を配置するよう努めること。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の11注2  第3の9注2 |
| （３）同一敷地内の送迎  事業所において行われるサービスの提供に当たって、事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の１００分の７０に相当する単位数を算定していますか。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の11注3  第3の9注3 |
| ７８  延長支援  加算  児発  放デ | 運営規程に定める営業時間が８時間以上であり、営業時間の前後の時間（延長時間帯）にサービスの提供を行うものとして知事に届け出た事業所において、障害児に対して、個別支援計画に基づきサービス提供を行った場合に、当該サービスを受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、サービスを行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算していますか。  ＜留意事項通知　第二の2(1)⑮＞  ○「営業時間」には送迎のみを実施する時間は含まれない。  ○　個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、サービス提供時間は８時間未満であっても、営業時間を超えてサービスを提供した場合には、本加算の対象となる。  ○　延長時間帯に、指定基準上の置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る）が１名以上配置している。  ○　保育所等の子育て支援に係る一般施策での受け入れ先が不足しているなどの延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の12  第3の10 |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ７９  関係機関  連携加算  児発  放デ | 障害児が通う保育所や小学校その他の関係機関、また、就学予定の小学校や就職予定の企業や官公庁等との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、連絡調整や相談援助を行った場合に、１回を限度として、所定単位数を加算していますか。 | | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の12の2  第3の10の2 |
|  | 関係機関連携加算（Ⅰ）  障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、個別支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１月に１回を限度として加算  ＜留意事項通知　第二の2(1)⑮の2＞  ○　障害児が日々通う保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、会議の開催にとどまらず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。  ○　他事業所等との連携については加算の対象とはしない。  ○ 個別支援計画に関する会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（テレビ電話装置等）を活用して行うことができるものとする。）の開催に当たっては、障害児が通う関係機関が出席すること。また、障害児の家族等も出席するよう努めること。なお、当該障害児や家族が出席できない場合においても、意見を聴取し、その内容を個別支援計画に反映させるよう努めること。  ○　会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、個別支援計画に関係機関との連携の具体的な方法等を記載し、計画を作成又は見直しをすること。なお、連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえていることが保護者にわかるよう留意すること。  ○　会議又は連絡調整等と行った場合は、その出席者、開催日時、その内容の要旨及び個別支援計画に反映させるべき内容を記録すること。 |
| 関係機関連携加算（Ⅱ）  障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、１回を限度として加算  ＜留意事項通知　第二の2(1)⑮の2＞  ○　障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。  ○　就学時の加算とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであること。  ○　就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就労継続A 型及びB 型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。  ○　障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではないこと。  ○　連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手ややり取りの内容について記録をすること。 |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ８０  保育・教育  等移行支援  加算  児発  放デ | 障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育を受けられるよう支援を行ったことにより、事業所を退所して保育所や集団生活を営む施設等に通うことになった障害児に対して、退所後３０日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算していますか。  ＜留意事項通知　第二の2(1)⑮の3＞  ○　加算は、訪問日に算定する。  ○　加算は、病院等への入院、福祉施設等への入所、学校へ入学、死亡退所の場合は算定できない。  ○　加算の対象となる移行支援及び相談援助を行った場合は、移行支援及び相談援助を行った日及びその内容の要点に関する記録を行うこと。  ○　移行支援の内容は、次のようなものであること。  ア 具体的な移行を想定した子どもの発達の評価  イ 合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価  ウ 具体的な移行先との調整  エ 家族への情報提供や移行先の見学調整  オ 移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達  カ 子どもの情報・親の意向等についての移行先への伝達  キ 併行通園の場合は、利用日数や時間等の調整  ク 移行先の受け入れ体制づくりへの協力  ケ 相談支援等による移行先ヘの支援  コ 地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の12の3  第3の10の3 |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ８１  福祉・介護  職員処遇  改善加算  共通 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た事業所が、障害児に対し、サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算していますか。  【厚生労働大臣が定める基準】　≪参照≫（平成24年厚生労働省告示第270号・2）  イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）  次の掲げる基準のいずれにも適合すること  (1) 福祉・介護職員の賃金の改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じていること  (2) 処遇改善計画を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出ていること  (3) 処遇改善加算の算定額の相当する賃金改善を実施すること  (4) 事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること  (5) 前12月間において労働関係法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと  (6) 労働保険料の納付が適正に行われていること  (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること  (一) 職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を定めていること  (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること  (三) 職員の資質の向上に関する計画を策定し、計画に係る研修を実施していること  (四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること  (五) 職員の経験や資格等に応じて昇給する仕組み又は定期昇給の仕組みを設けていること  (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること  (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること  ロ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  イの(1)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること  ハ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）  次の掲げる基準のいずれにも適合すること  (1) イの(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること  (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること  (一) 職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を定め、全職員に周知していること  (二) 職員の資質向上に関する計画を策定し、計画に係る研修を実施し、職員に周知していること  (3) 平成20年10月から実施した処遇改善の内容及び要した費用を全ての職員に周知していること | | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の13  第3の11  第4の4  第5の3 |
|  | 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）  キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ の全て ＋ 職場環境等要件  を満たす |
| 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ ＋ 職場環境等要件  を満たす |
| 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）  キャリアパス要件Ⅰ又はⅡ ＋ 職場環境等要件  を満たす |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ８１  福祉・介護  職員処遇  改善加算  （続き）  共通 | ≪参照≫  「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成31年3月26日障障発0328第2号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長）  ①　サービス事業者等は、加算の算定額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を実施しなければならない。  ②　サービス事業者等は、賃金改善に係る福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、市に届け出ること。  ア　計画書には就業規則・賃金規程等、労働保険の加入書類を添付すること  イ　キャリアパス要件、職場環境等要件について、処遇改善計画書に記載すること  （キャリアパス要件Ⅰ）  職員の職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備し、全ての職員に周知していること  （キャリアパス要件Ⅱ）  資質向上のための計画を策定し、研修の実施または研修の機会を設け、全ての職員に周知していること  （キャリアパス要件Ⅲ）  経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての職員に周知していること  （職場環境等要件）  賃金改善以外の処遇改善（職場環境の改善など）の取組を実施し、全ての職員に周知していること  ○　資質の向上として、実務者研修等の受講支援など  ○　職場環境・処遇の改善として、エルダーメンター制度等の導入や、ＩＣＴを活用した介護職員の事務負担軽減など  ○　その他として、中途採用者に特化した人事制度の確立など |  |  |
| ８２  福祉・介護職員等特定処遇改善加算  共通 | 福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合にあっては、所定の単位数の加算を算定していますか。  【厚生労働大臣が定める基準】  ≪参照≫（平成24年厚生労働省告示第270号・3）  イ　 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)  　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1) 次に掲げる基準のいずれにも適合し、賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じていること  (一) 経験・技能のある障害福祉人材のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となること。又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円以上となること  (二) 経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること  (三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回ること  (四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円を上回らないこと  (2) 処遇改善計画を作成し、全ての職員に周知し、知事に届け出ていること  (3) 処遇改善加算の算定額の相当する賃金改善を実施すること  (4) 事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を知事に報告すること  (5) 福祉専門職員配置加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること  (6) 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること  (7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること  (8)　(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用等により公表していること  ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)  イの(1)から(4)まで及び(6)から(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の14  第3の12  第4の5  第5の4 |

◆　障害児通所給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | | 根拠 |
| ８３  福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算  共通 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、所定の単位数の加算を算定していますか。  【厚生労働大臣が定める基準】≪参照≫（平成24年厚生労働省告示第270号・3の2）  　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1) 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込み額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込み額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込み額の3分の２以上の基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引き上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  (2) 事業所において、（1）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施機関及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、知事に届け出ていること。  (3)福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。  (4)当該事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。  (5) 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること  (6) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第1の15  第3の13  第4の6  第5の5 | |